

里塚霊園隣接地域における地元説明会 次第

日 時 令和元年 12月8日（日） 13：30～
場 所 里塚町内会会館（清田区美しが丘1条8丁目7－3）

1. 開会

2. 札幌市挨拶 建設局 市街地復旧推進室長 さくらい ひでふみ 櫻井 英文

3. 説明 札幌市建設局
市街地復旧推進室 係長 えざわ こうすけ 江澤 幸介

- ① 被災状況
- ② 前回いただいたご意見
- ③ 対策工
- ④ 支援メニュー
- ⑤ スケジュール

4. 質疑応答

5. 閉会

3. 説明（本日の説明項目）

本日の説明項目

- ① 被災状況
- ② 前回いただいたご意見
- ③ 対策工
- ④ 支援メニュー
- ⑤ スケジュール

ご質問は全ての説明終了後に、各項目毎にお願いいたします。

① 被災状況

【再掲】北海道胆振東部地震（平成30年9月6日）による被災状況

説明会資料を一部加工しております。

・被災概要

1 地震概要

平成30年9月6日 3:07発生
マグニチュード6.7
市内最大震度 6 弱（東区）
清田区 震度 5 強
清田消防署観測 277gal



里塚霊園隣接地区において、宅地に特に大きな被害が発生したエリア



霊園緑地帯、隣接の高低差のある宅地、道路で被害発生

① 被災状況

水平移動量の把握

・境界測量の結果

- ・ 地震による地表の動き（水平方向の移動量）を把握するため、官民境界（道路と宅地、霊園緑地帯と宅地の境界）の測量を実施
- ・ 地震前の境界座標と、地震後の座標を比較し、水平移動量を把握



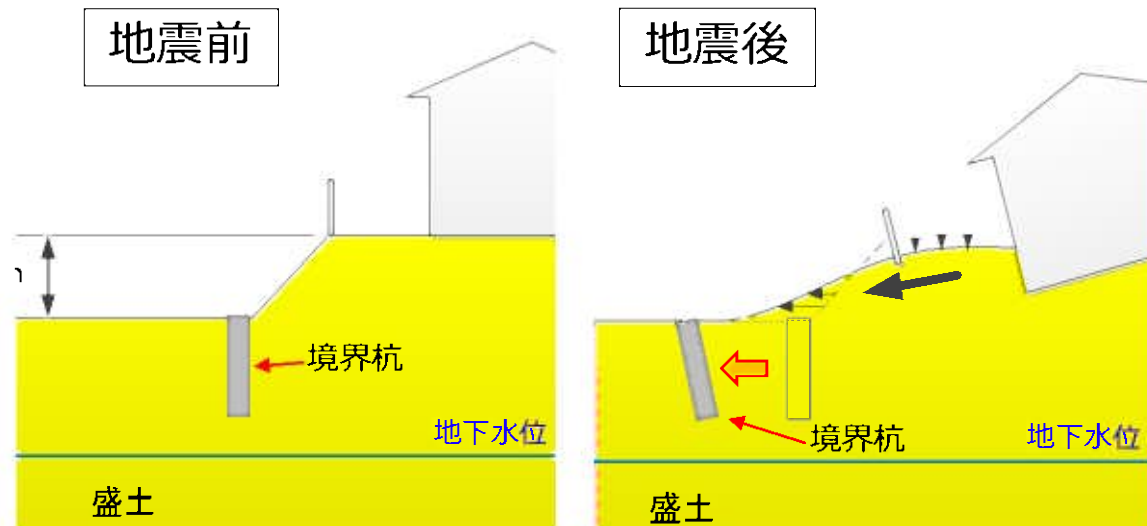
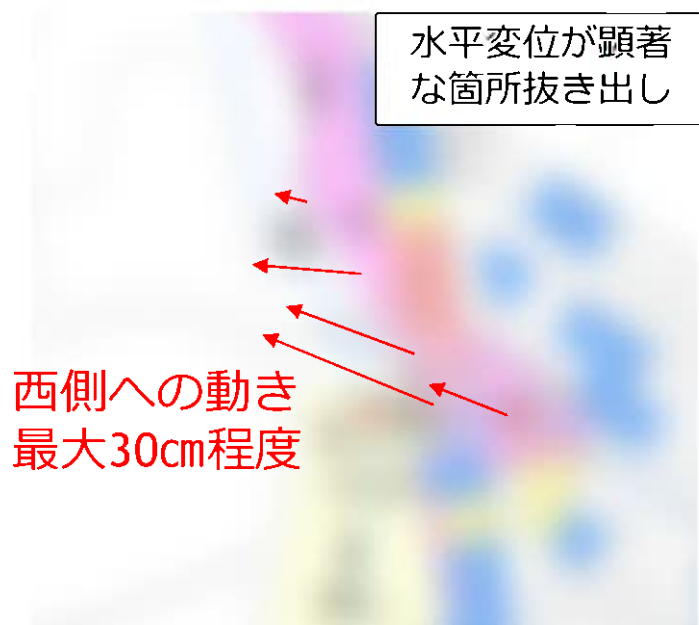
- ・ 被害の大きかったエリアでは、境界が最大で30cm程度西側へ移動している。
- ・ その他のエリアでは、顕著な移動は見られない。

① 被災状況

水平移動量の把握

説明会資料を一部加工しております。

・地表の変位と境界杭の移動イメージ

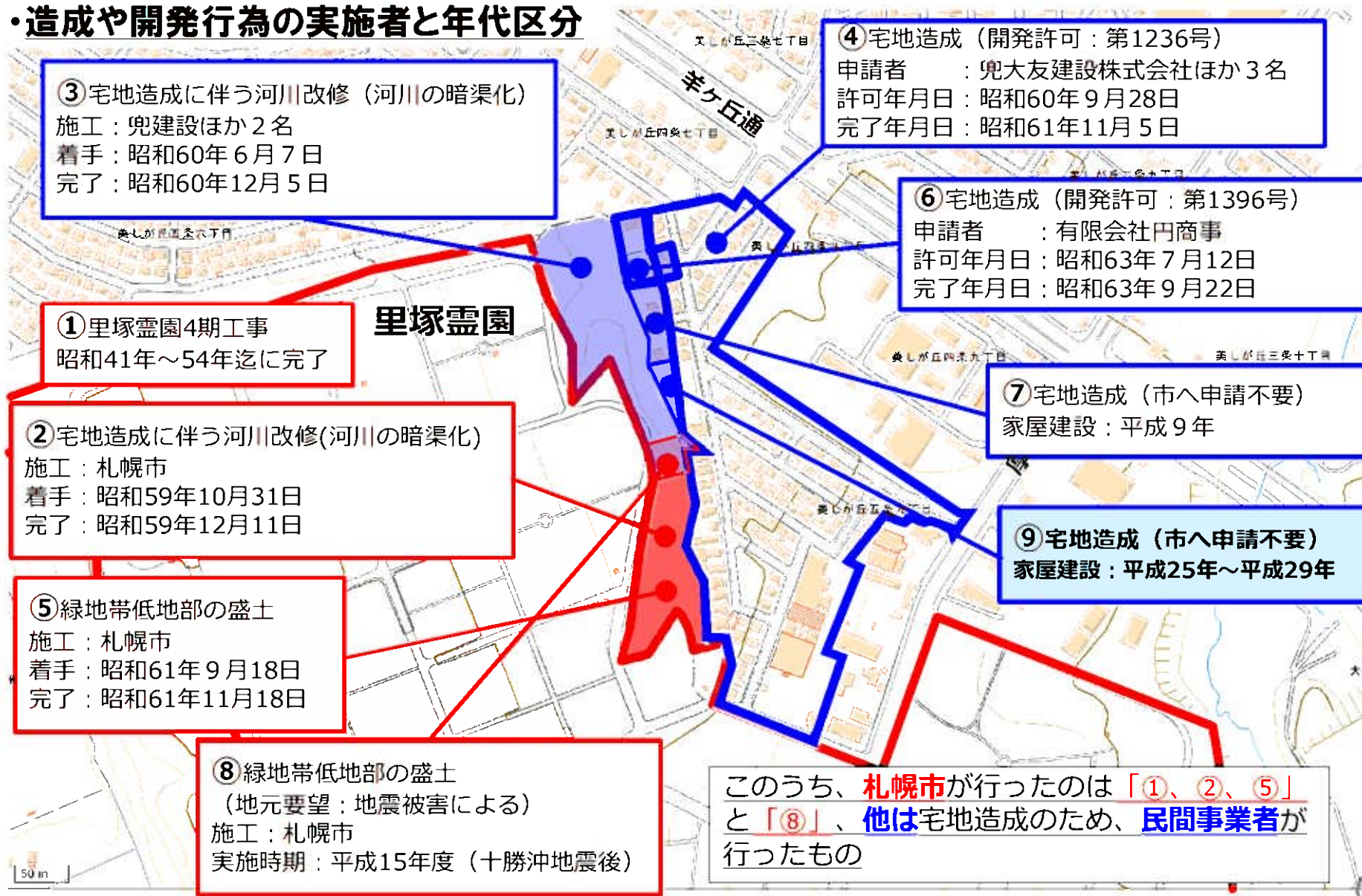


- ・ 西側方向への変位がある箇所については、霊園緑地帯と隣接宅地に高低差がある範囲を中心としたエリアで、被害が大きかった箇所と重なる
- ・ その他の箇所では、顕著な動きは見られない
- ・ 大きな動きのあった境界杭は、高低差のある法面付近で、法面の変形により動いたものと考えられる

① 被災状況

【再掲】霊園付近の造成状況

・造成や開発行為の実施者と年代区分

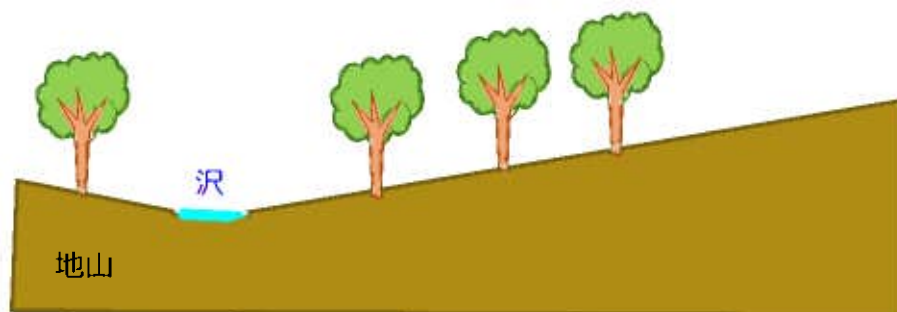


① 被災状況

被害の大きかった箇所の造成経緯

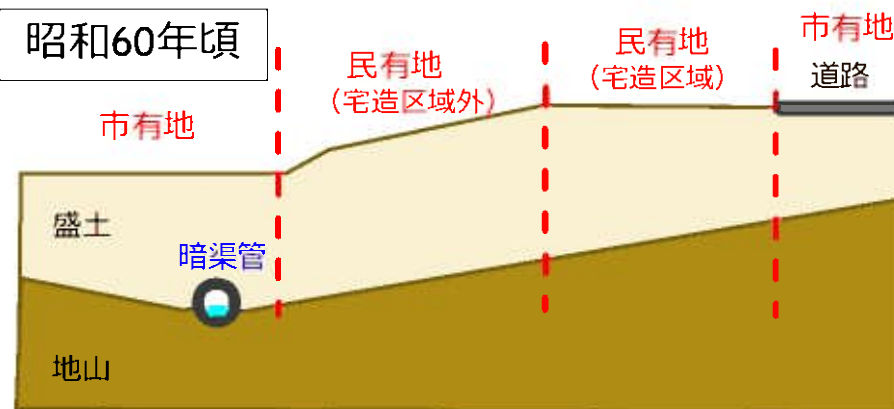
・被害の大きかった箇所の造成経緯イメージ

昭和30年頃



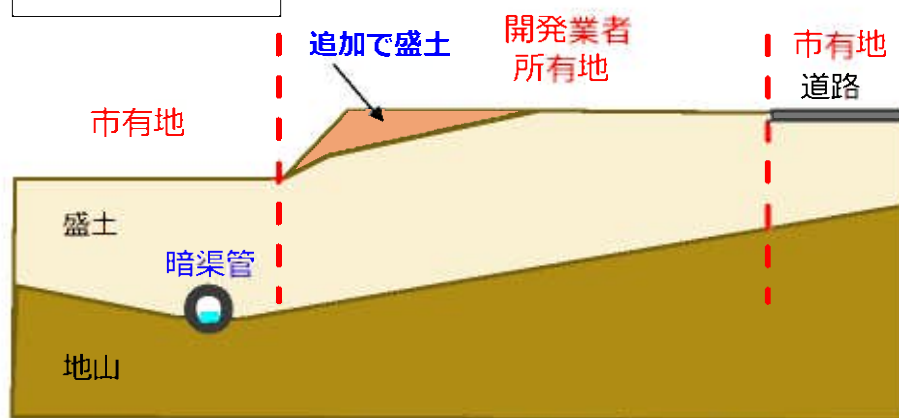
1. 宅地造成前

昭和60年頃



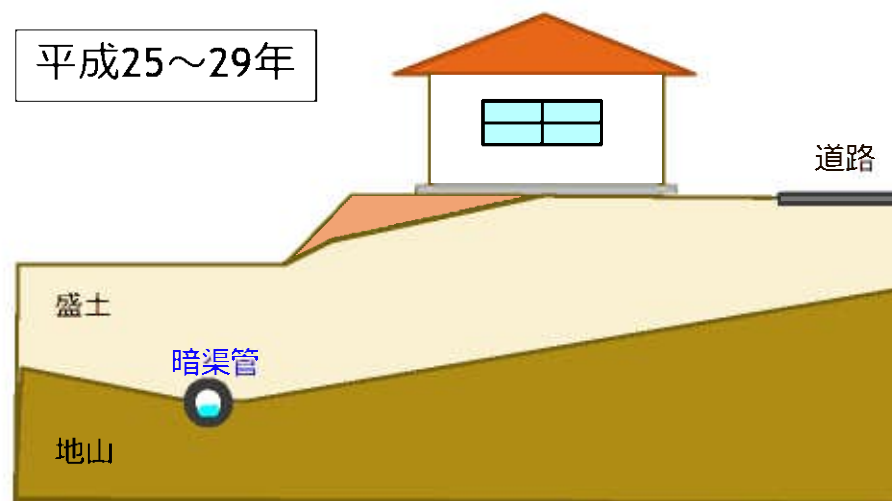
2. 宅地造成により、谷を盛土
(開発許可：第1236号)

平成17年頃



3. 平成17年に開発業者が民有地を購入し、昭和60年宅地造成の区域外だった箇所を盛土
(小規模範囲の盛土で、市への申請は無し)

平成25～29年

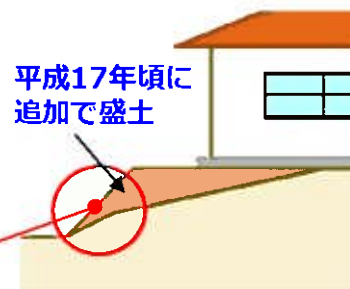


4. 開発業者から現在の所有者に売買され、
現地に住宅が建設される

① 被災状況

被害の大きかった箇所设法面

・追加で盛土された法面について



- ・ 現状の法面勾配は 30° を超えている崖扱いとなる箇所も見られる
- ・ 仮に新たにこの法面が造成される場合は、宅地造成等規制法の擁壁の設置が義務付けられる箇所に該当する可能性がある
- ・ 全壊4宅地を含む造成盛土は小規模なもので、開発行為の申請許可手続きは不要であったものと思われる

参 考

【開発行為の許可基準】

面積が 1000m^2 を超え、主として建築物の建築の用に供する目的で行う。区画形質の変更を伴う場合、許可を要する。

⇒面積 1000m^2 以下のため、許可不要。

【宅地造成等規制法の許可基準】

宅地造成工事規制区域内における宅地において土地の形質の変更を伴う場合、許可を要する。

⇒建築時には、法面を造成しなければ、許可の対象にならない（新たに生じる崖面に対する許可基準）。

【現状の法面】

- ・ 法面勾配：30度程度（経年的な雨水の浸食、樹木の繁茂や震災後ということもあり、法面は部分的に整形状態でない箇所もある）

【宅地造成等規制法（政令第6条1項1号）の概要】

- ・ 新たに生じる崖で盛土の高さが1mを超える場合には、崖面を擁壁で覆わなければならない⇒義務設置の擁壁
- ・ 但し、地盤の安定計算をした結果、崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面は、擁壁の設置が不要

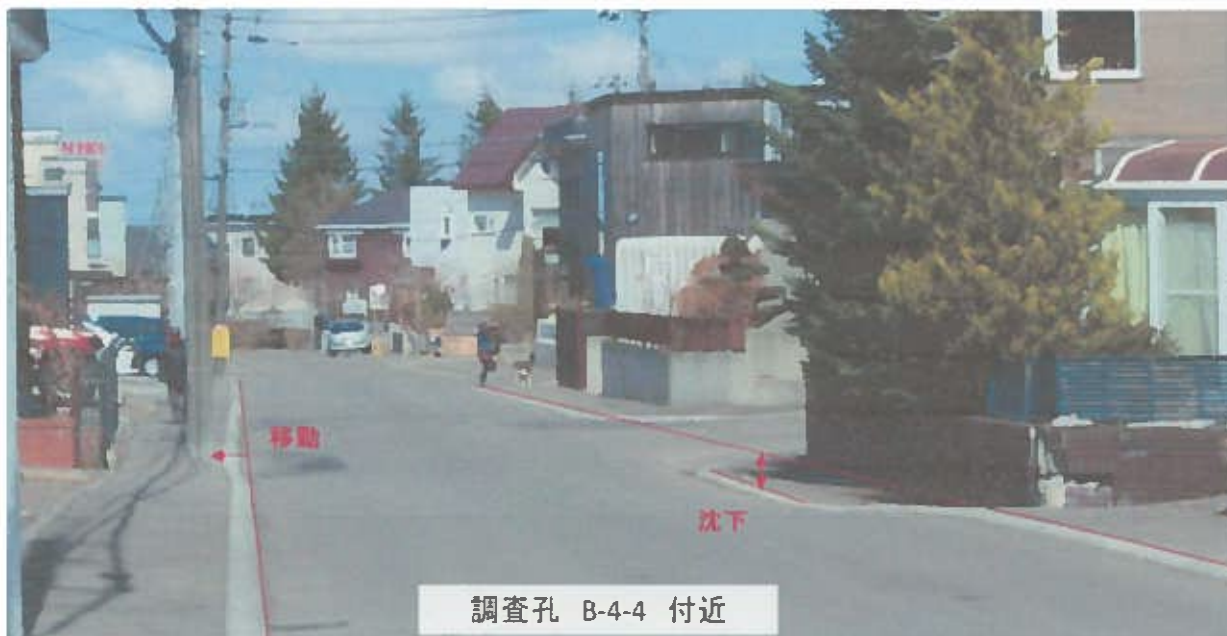
【（区画）形質の変更】

- ・ 切土で高さが2mを超える崖ができるもの
- ・ 盛土で高さが1mを超える崖ができるもの
- ・ 切土、盛土で高さが2mを超える崖ができるもの
- ・ 切土、盛土の面積が 500m^2 を超えるもの 等

① 被災状況

被害の大きかった箇所の宅地と道路の状況

・被害の大きかった箇所の宅地と道路の状況



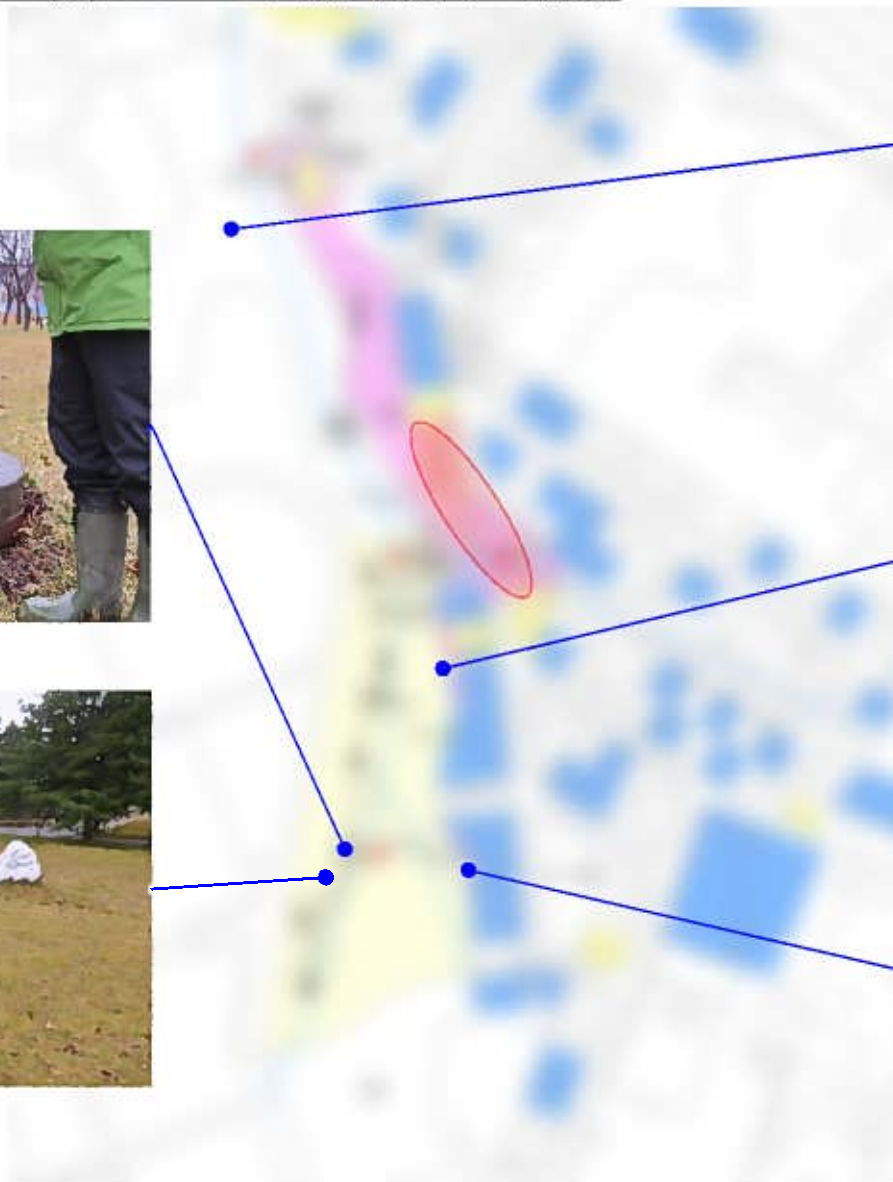
※写真は地震後（2019.4）
地元から提供された資料

① 被災状況

その他箇所の状況

説明会資料を一部加工しております。

・その他箇所(被害の大きかった箇所以外)の状況



3. 説明（本日の説明項目）

本日の説明項目

- ① 被災状況
- ② 前回いただいたご意見
- ③ 対策工
- ④ 支援メニュー
- ⑤ スケジュール

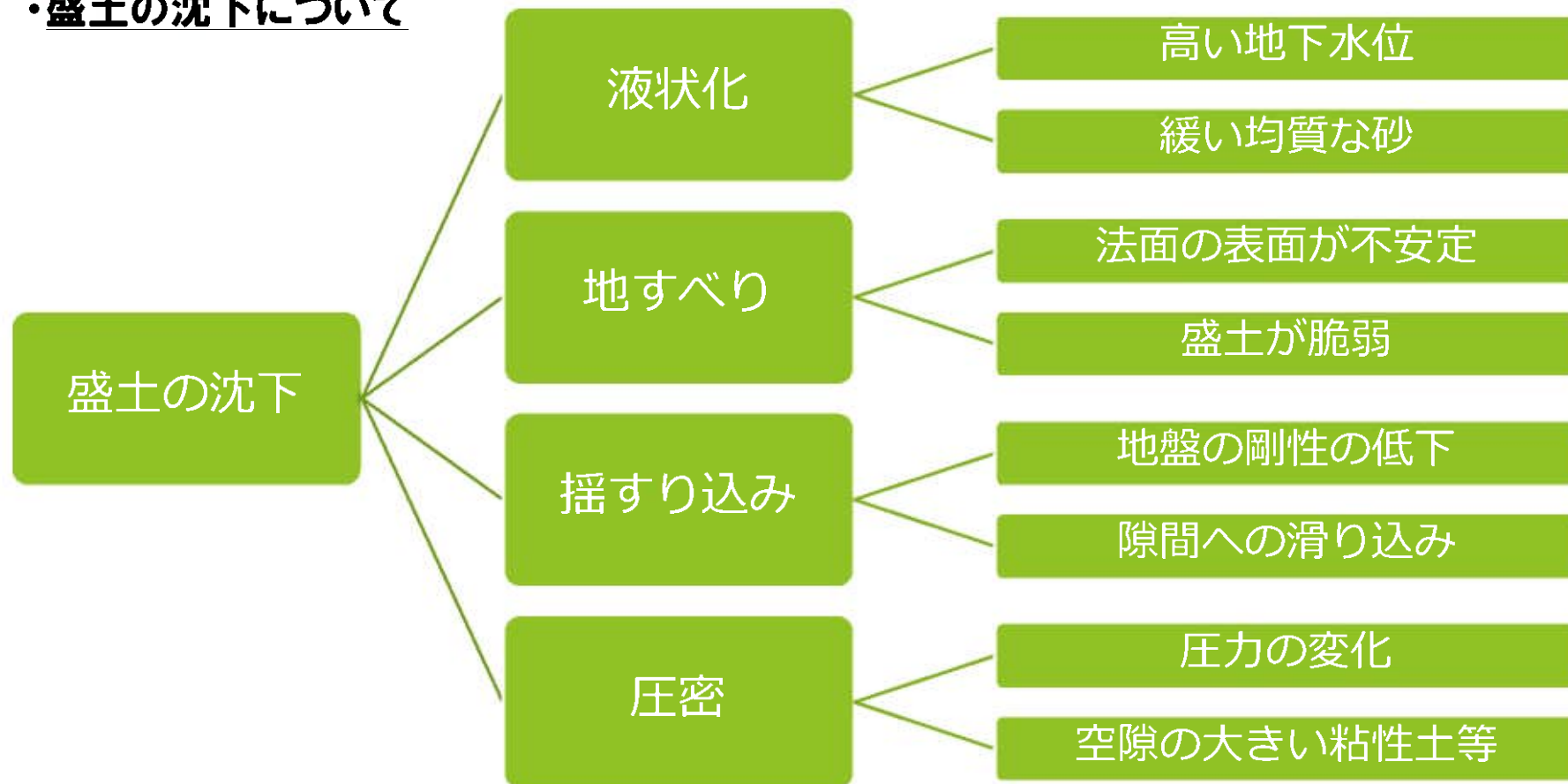
② 前回いただいたご意見

- 1) 被害の原因は液状化ではないか
- 2) 道路の動きを知りたい（継続して動いている）
- 3) 押え盛土以外の対策比較案
- 4) 薬液注入を実施してほしい

② 前回いただいたご意見

1) 被害の原因について

・盛土の沈下について

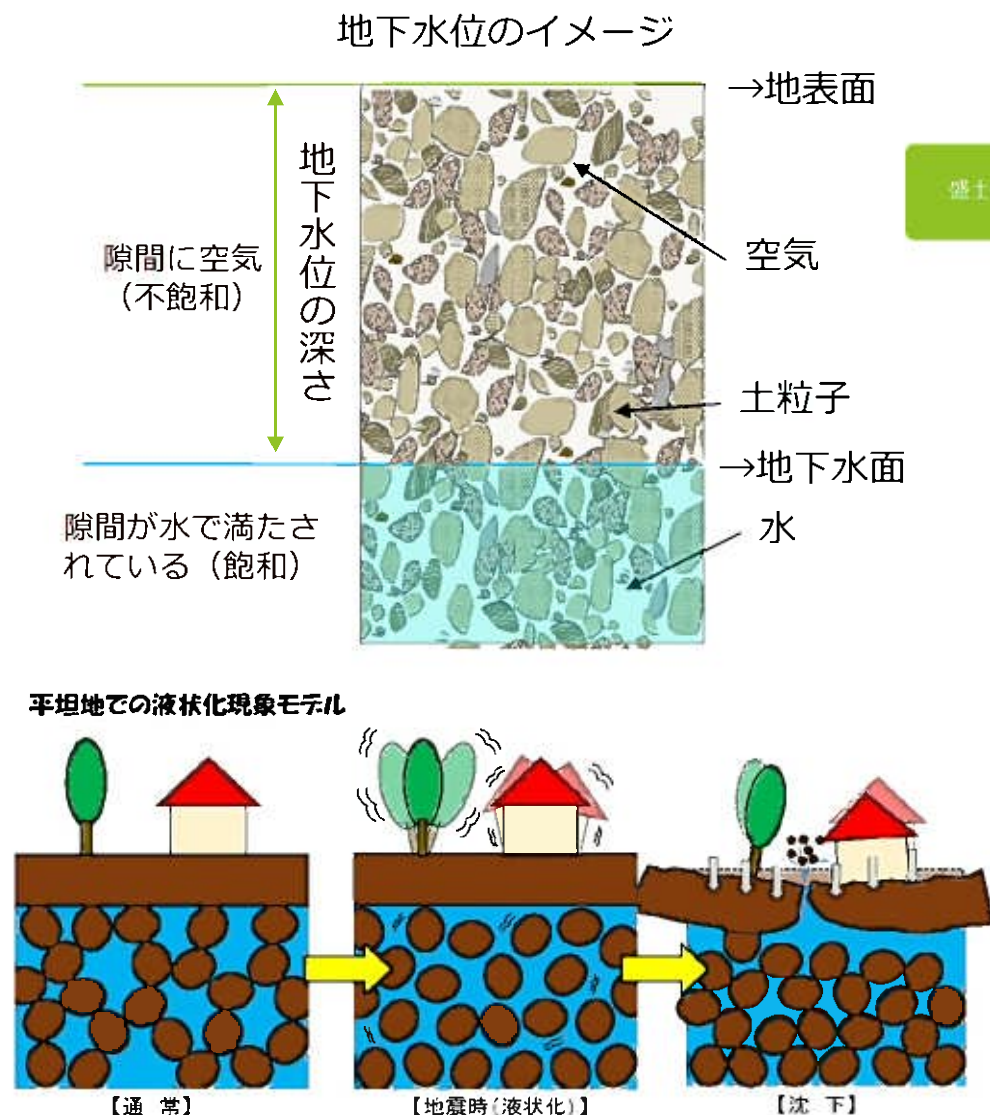


- 液状化が発生しなくても、盛土の沈下は起こり得る
- 盛土の沈下の要因としては、「液状化」の他に、「地すべり」によるもの、「揺すり込み」によるもの、「圧密」によるもの等がある
- それぞれ発生する条件や要件は異なり、被害の状況や、対策も異なる

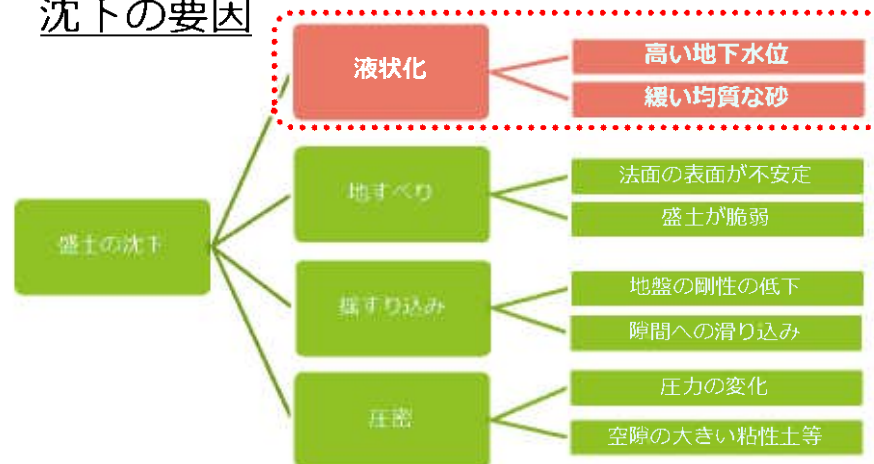
② 前回いただいたご意見

1) 被害の原因について

・地下水のイメージと液状化



沈下の要因



- 地下水位より上は、土粒子の隙間に空気がある（不飽和）
- 地下水位より下は、土粒子の隙間が水で満たされている（飽和）
- 地下水位が浅い（地表に近い）と、水が地表に逃げ（噴砂、噴水）、大きく体積が減少する

⇒液状化による地表被害発生

② 前回いただいたご意見

1) 被害の原因について

・【再掲】液状化による被害の事例

浦安市液状化被害写真（東日本大震災）



↑ 地面から飛び出したマンホール



↑ 噴出した泥に埋もれる車

※写真の出典
浦安市HPより

胆振東部地震における液状化と見られる被害例



- ・ 舗装の隆起
 - ・ 噴砂
 - ・ (泥) 水の噴出
 - ・ 埋設管の浮き上がり
 - ・ 家屋のめり込み沈下
- など



地下水位が高く（浅く）、緩い砂質土の地盤において、地震時に典型的な液状化被害が起こる可能性が高い。

② 前回いただいたご意見

1) 被害の原因について

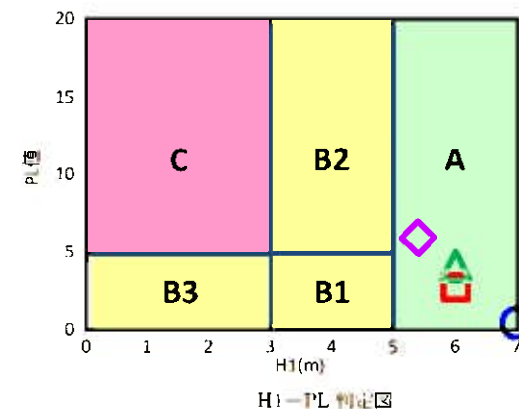
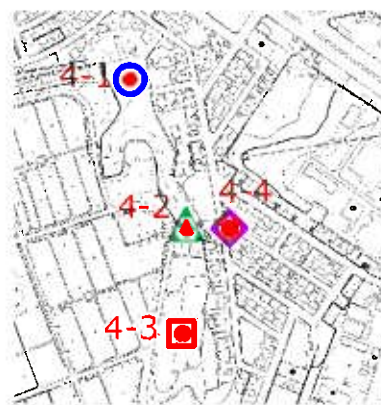
・液状化判定の結果

※液状化判定表の出典：国土交通省都市局都市安全課
「宅地の液状化被害可能性判定に係る技術指針」より

- ・地下水位が5mより深い場合 ($H1 > 5\text{m}$) ⇒ **液状化の顕著な被害の可能性は低い**

里塚霊園B-4 液状化判定結果一覧表(清田区実測地震波)

Bor名	地下水位 (GL-;m)	地表変位量	液状化指標値	グラフ内 凡例
		Dcy (cm)	PL値	
B-4-1	7.0	1.20	0.56	○
B-4-2	6.0	7.70	4.29	△
B-4-3	6.0	4.80	2.74	□
B-4-4	5.5	10.70	6.30	◇



判定結果	H1 の範囲	Dcy の範囲	PL 値の範囲	液状化被害の可能性
C	3m 以下	5cm 以上	5 以上	顕著な被害の可能性が高い
B3		5cm 未満	5 未満	顕著な被害の可能性が比較的低い
B2	3m を超え、5m 以下	5cm 以上	5 以上	
B1		5cm 未満	5 未満	
A	5m を超える	—	—	顕著な被害の可能性が低い

- ・里塚霊園隣接地域は地下水位が5.5m～7.0mであるため、地表面に被害を与える一般的な液状化被害は生じない。
- ・緩い地層は液状化する可能性はあるが、地下水位が深いため、地表部に被害が発生する可能性は低い。

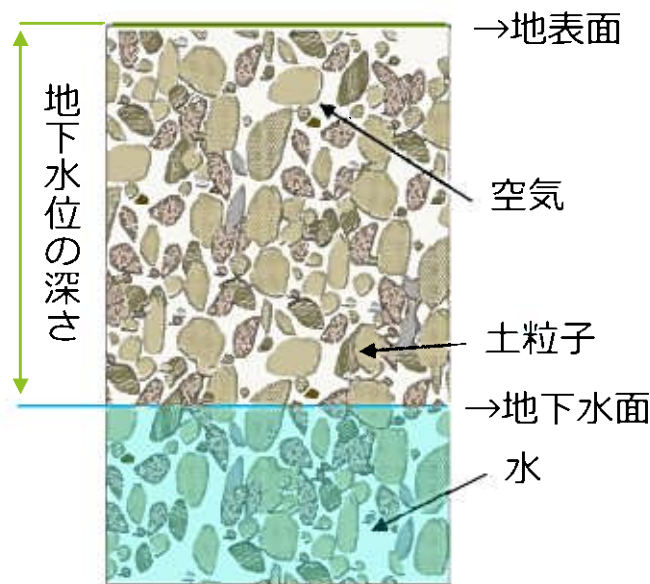
② 前回いただいたご意見

1) 被害の原因について

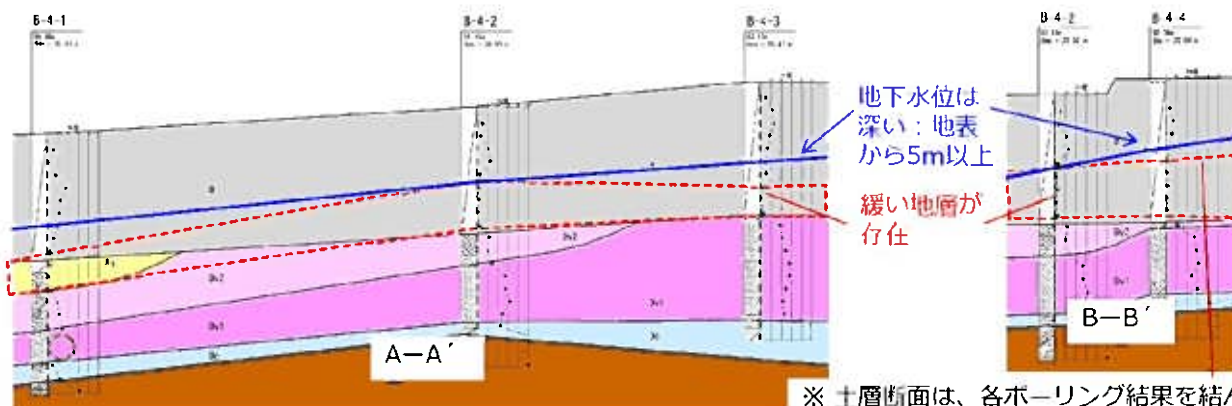
・(参考)地下水位が深いと液状化の被害が発生しない理由

霊園緑地帯では、
地下水位の深さが5m～7m程
度と深い

地下水位のイメージ



- 地下水位が深い（地表から遠い）と、地表まで間隙水圧の上昇が及ばず、噴砂や噴水が起きず、大きな体積減少は生じない
- 空気が含まれた不飽和な状態では、揺すられてせん断力で圧力が高まると、間隙水圧が上昇する前に、空気が圧縮し水に溶け込む
- そのため、間隙比が変化しても体積が変化せず、過剰間隙水圧の発生が抑制され、液状化は発生しにくい

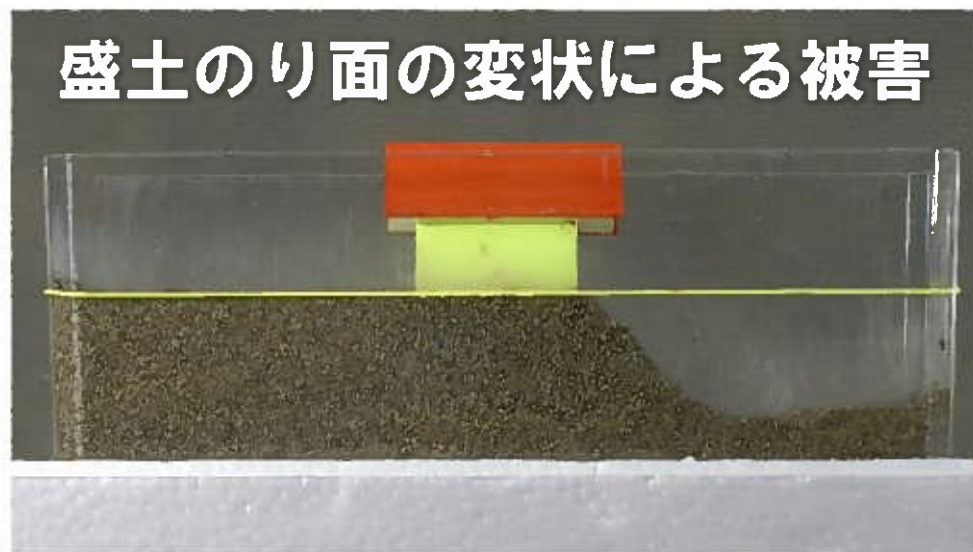


※ 土層断面は、各ボーリング結果を結んだ想定です

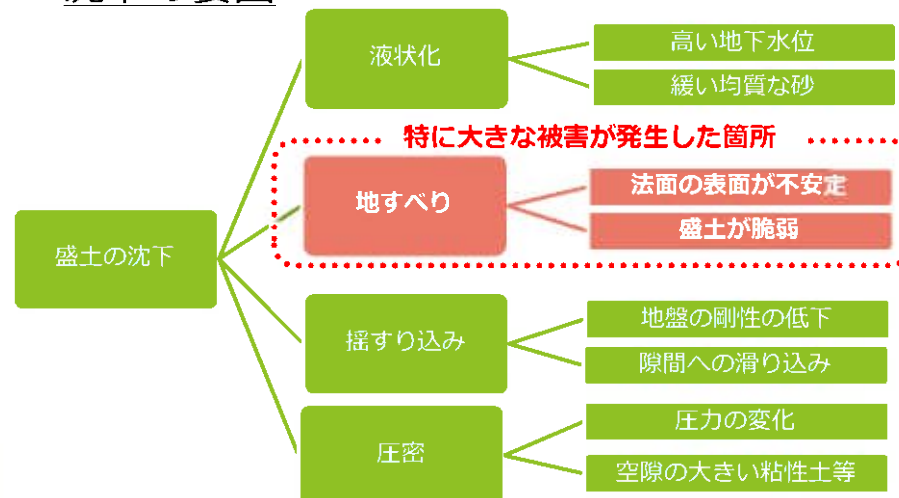
② 前回いただいたご意見

1) 被害の原因について

霊園隣接地における被害のイメージ（モデル）動画



沈下の要因



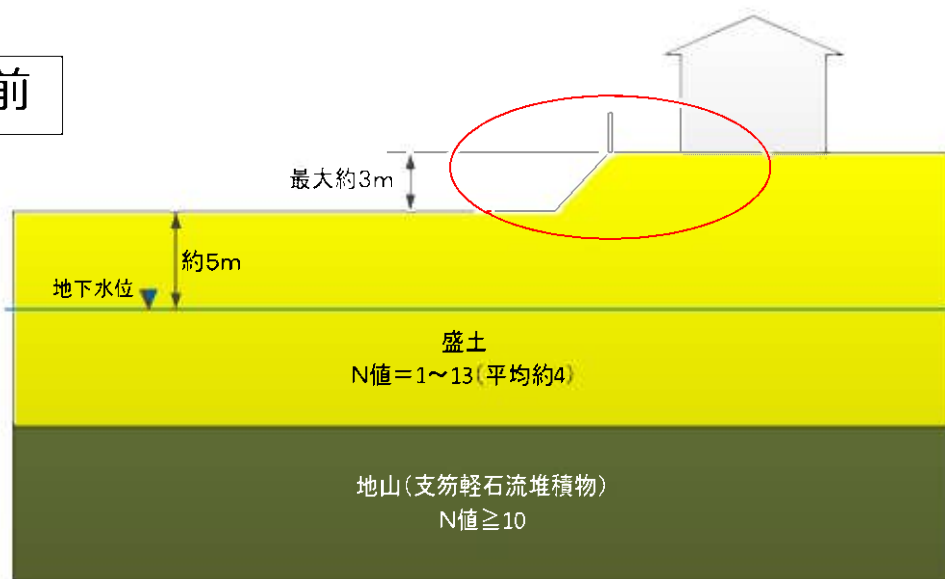
- 霊園隣接地において、特に大きな被害が発生した箇所における被害の主たる要因は、液状化によるものではなく、地すべりであると考えられる
（被害イメージ動画：地盤内に水が無い状態で法面の変形・崩壊が発生）
- 緑地帯と宅地に高低差があり、盛土が脆弱であるため、地すべり的な変形が発生

② 前回いただいたご意見

1) (改めて) 霊園と隣接地の想定被災メカニズム

主たる要因は宅地側と霊園側の地盤面の高低差に起因する滑り被害

地震前



地震後



- 地下水位の深さや土質、現地の被害状況や安定計算等の解析を総合的に判断した結果、被害の主たる要因は、地盤面の高低差に起因する地すべりの被害である
- なお、地すべりは、土砂崩れのような顕著な崩壊を伴うものだけではなく、斜面の変形（沈下や側方移動）も含まれている



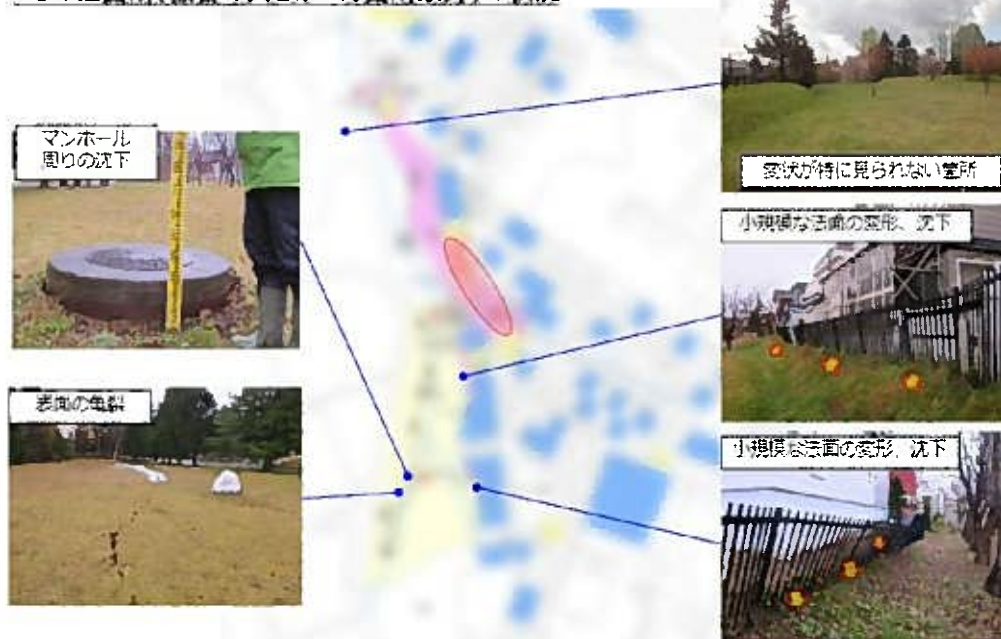
② 前回いただいたご意見

1) 被害の原因について

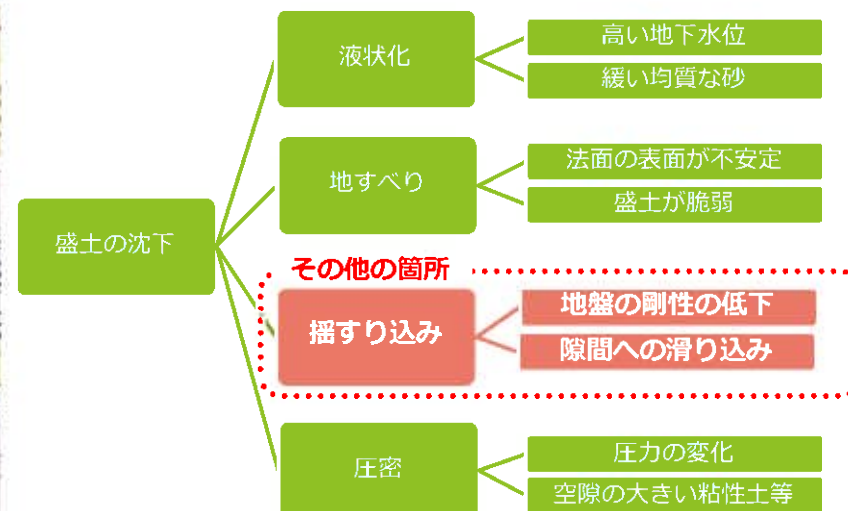
説明会資料を一部加工しております。

・その他、高低差が小さい箇所の沈下

・その他箇所(被害の大きかった箇所以外)の状況



沈下の要因

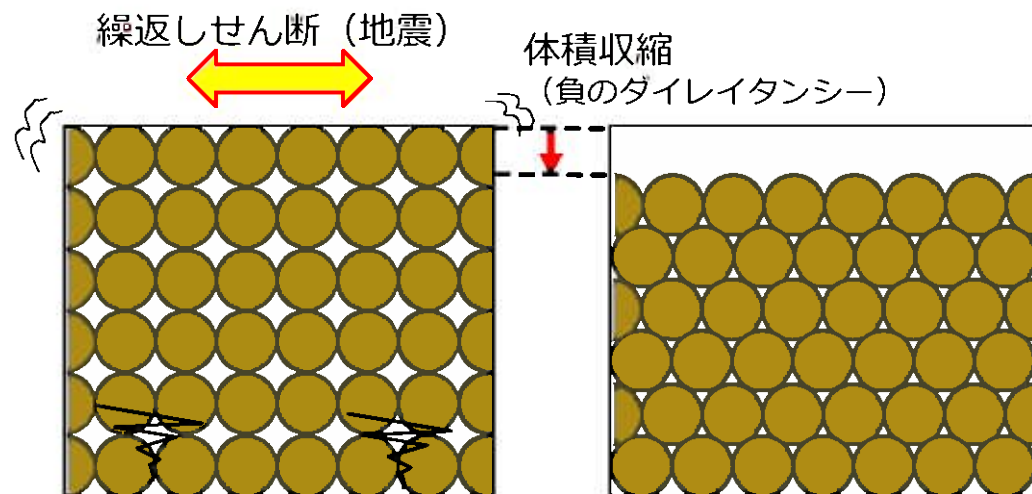


液状化被害や地すべりの変形による被害でもない
その他の箇所の沈下については、**『揺すり込みによる沈下』**が考えられる

② 前回いただいたご意見

1) 被害の原因について

・揺すり込み沈下とは



- 液状化が発生しない地下水位より上の土が緩い場合、地震により揺すられると体積が減少し、沈下が発生する。

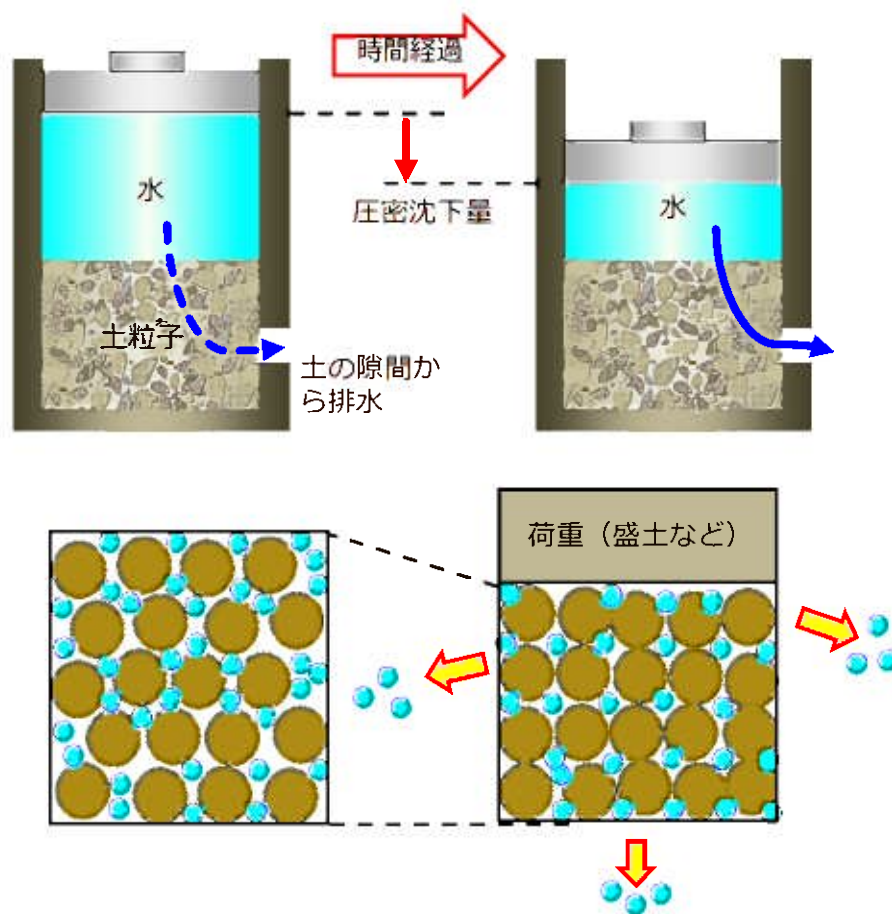
例)

- 小麦粉などの粉を器に入れるときに、揺るとたくさん入るようになる
- コーヒー豆を容器に入れ、叩いて振動を与えると配列が変わり体積が収縮して締まる
- また、地盤と地中構造物との間に隙間ができ、そこに土が滑り込むことで、さらに沈下量が増える

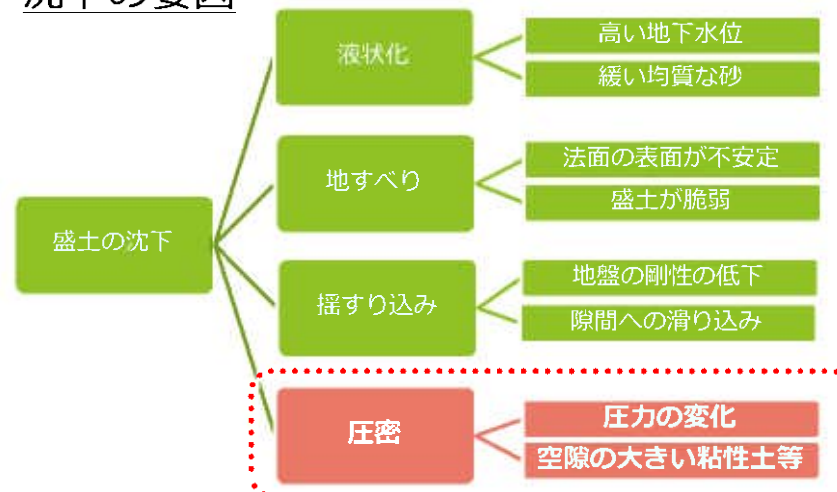
② 前回いただいたご意見

1) 被害の原因について

・(参考)圧密による沈下とは



沈下の要因



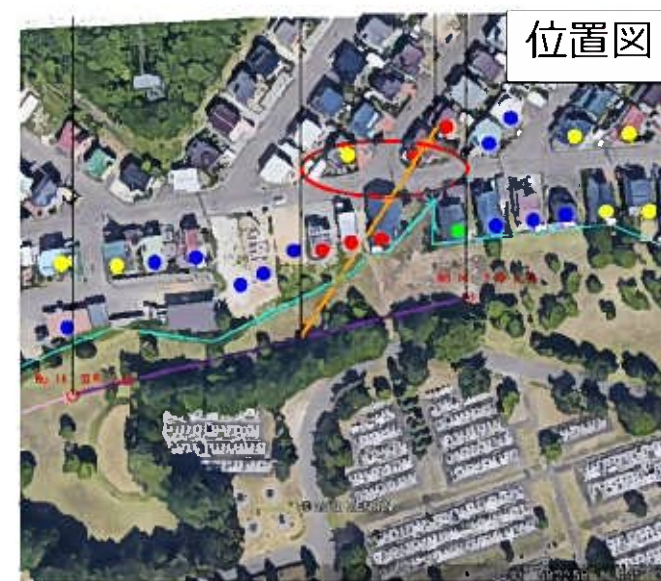
- 地盤は圧密によっても沈下が起きる
- 例えば地下水位を低下させると、浮力が無くなり、上載荷重が増加し、土に加わる圧力が変化するので、土粒子のすき間が大きい土では体積が減少し、密度が増加（圧密）することがある
- また、地盤に盛土を行うと、上から力が加わり、同じく圧密される
- 圧密による沈下、体積減少の割合は、すき間が多い土（粘性土）ほど大きく、少ない土（砂質土）ほど小さい

② 前回いただいたご意見

- 1) 被害の原因は液状化ではないか
- 2) 道路の動きを知りたい（継続して動いている）
- 3) 押え盛土以外の対策比較案
- 4) 薬液注入を実施してほしい

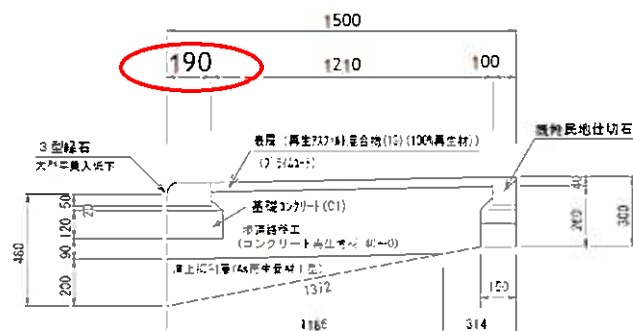
② 前回いただいたご意見

2) 道路の動きを知りたい（継続して動いている） ① 地震前後 地表の動き

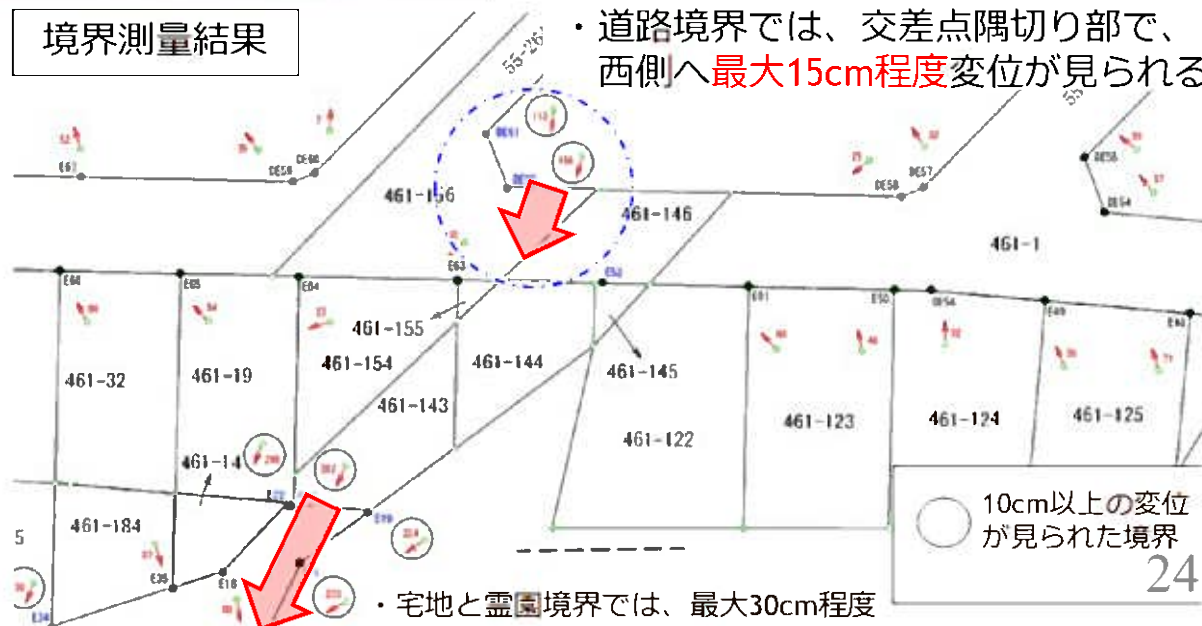


1) 地表の水平変位

- 歩道部の縁石の水平変位、
西側（霊園側）へ**約10cm程度**
(歩道部縁石幅19cmの半分程度)



境界測量結果

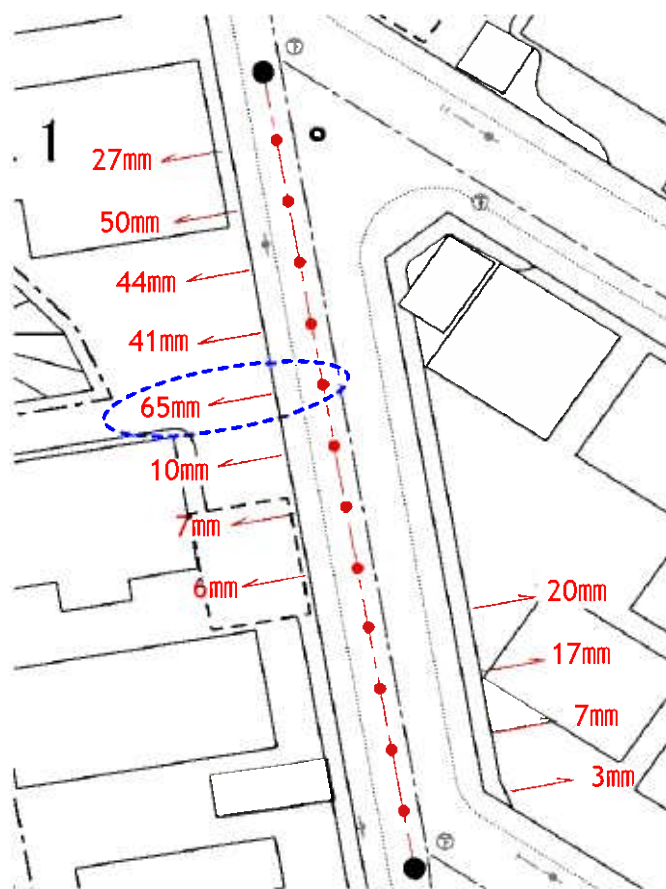


② 前回いただいたご意見

2) 道路の動きを知りたい(継続して動いている) ②地震前後 地中の動き

2) 地中の水平変位

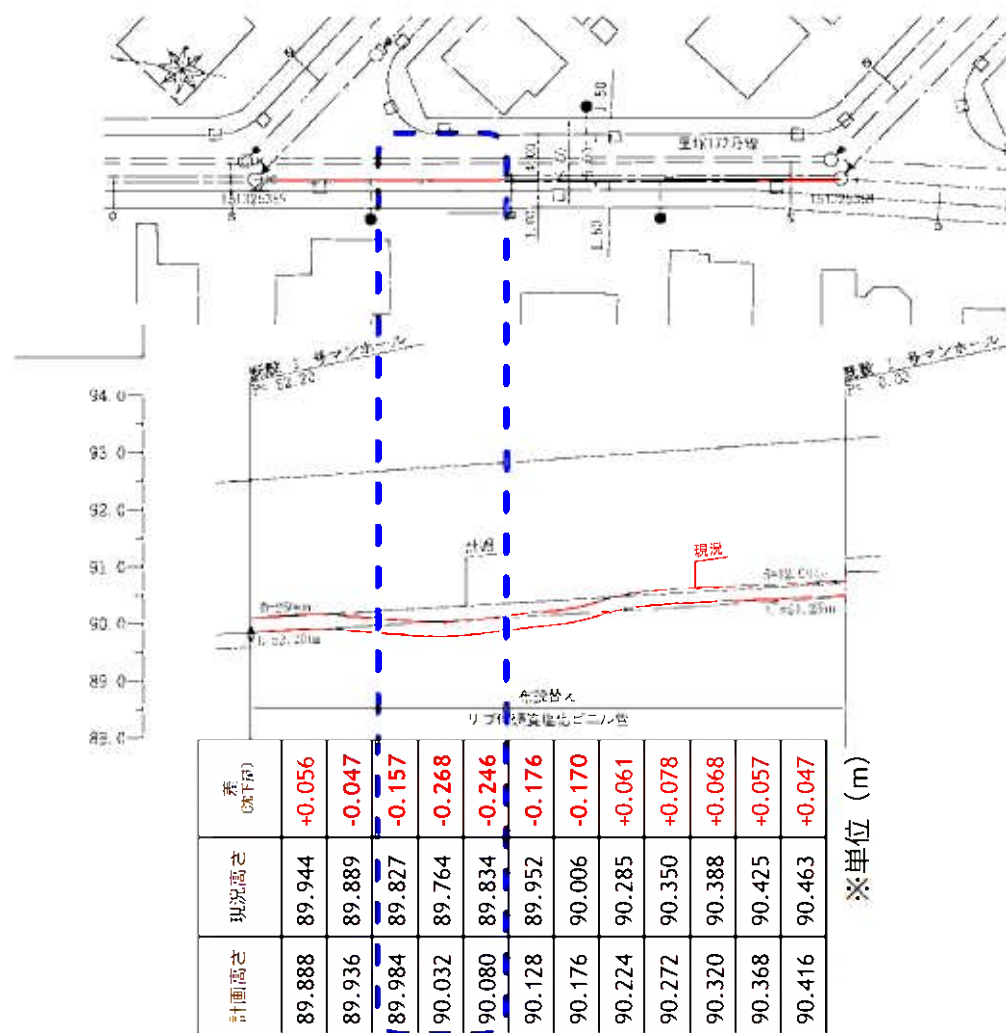
- ・下水道管(地表から深さ約3m)
マンホール間の管路の変位、
最大で西側へ**6.5cm程度**



地表変位(10~15cm) > 地中変位
(3m深度で6.5cm)で、地表の変位大

3) 地中の鉛直変位(沈下)

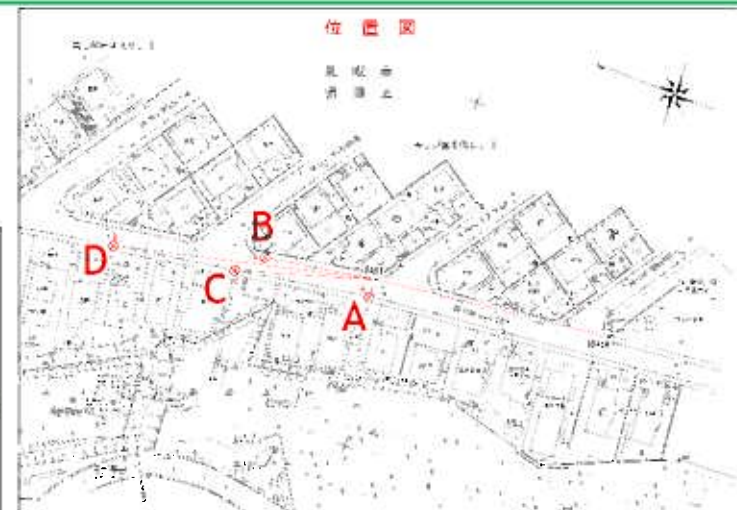
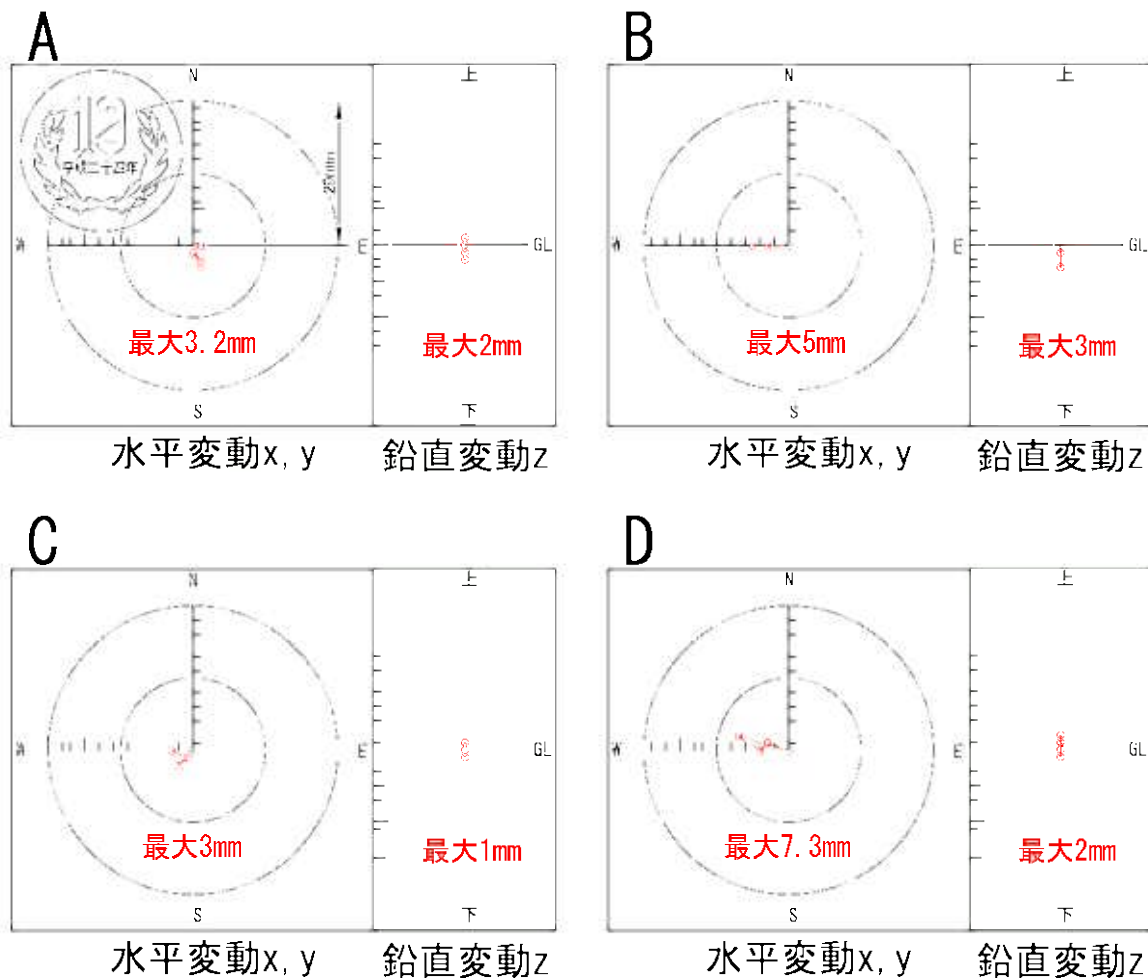
- ・下水道管(地表から深さ約3m)
マンホール間の管路の変位、最大で**27cm程度の沈下**



② 前回いただいたご意見

2) 道路の動きを知りたい(継続して動いている) ③地震後の定点観測

・地震後の道路の定点観測結果



- 9月から計5回、位置図の4点で、XYZ方向の変動を計測(9/21,10/5,10/19,11/2,11/17)
- 初回の9月21日の観測時点と比較し、各4回の計測結果は、計測誤差の範囲(数mm程度)にとどまり、動きは見られない



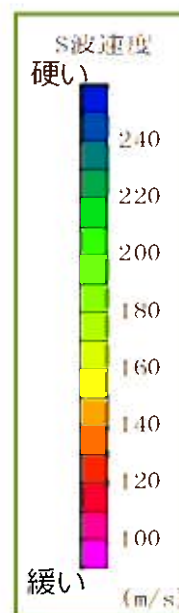
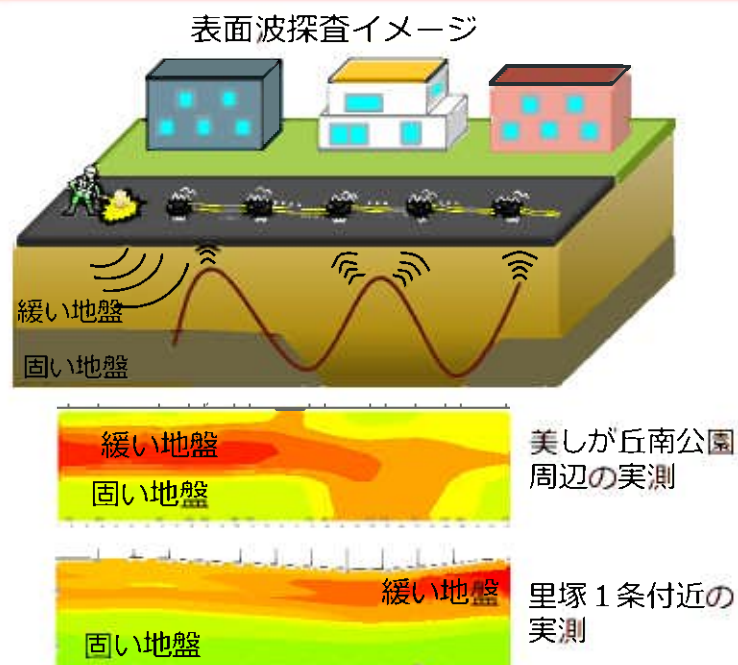
② 前回いただいたご意見

2) 道路の動きを知りたい(継続して動いている) ③地震後の地質調査結果(表面波探査)

- 地震後に変位が見られた道路で、非破壊による地質調査(表面波探査)を実施

【表面波探査】

- ・ 人工的に地盤を振動させ、地盤に伝わる波を測定し、広範囲で地盤の固さを把握
- ・ 深度10m程度まで調査が可能



- ・ 里塚や美しが丘の被災箇所と比較し、霊園隣接地の道路の地盤は比較的固く、盛土の耐震性や液状化及び流動化への抵抗も高いと考えられる 27

② 前回いただいたご意見

- 1) 被害の原因は液状化ではないか
- 2) 道路の動きを知りたい（継続して動いている）
- 3) 押え盛土以外の対策比較案
- 4) 薬液注入を実施してほしい

② 前回いただいたご意見

3) 押え盛土選定の経緯

対策工の選定方針

被災状況：大きな被害が生じた箇所で地盤の変動

宅地造成：30°を超える急勾配の法面、地盤面の高低差



【被害の主要因】

地盤面の高低差に起因する地すべりの変形

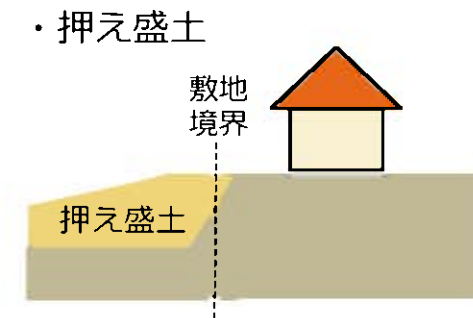
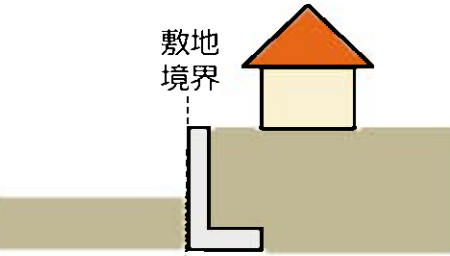
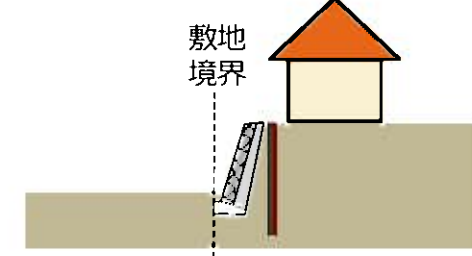
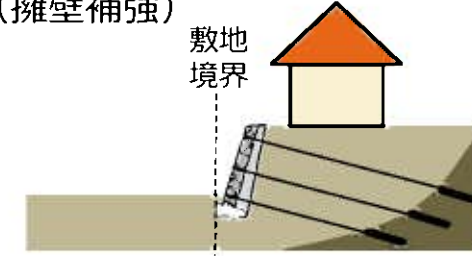
【工法選定のポイント】

- 地すべりの変形の抑制に効果があること
- 個人負担を極力小さくすること
- 対策工の信頼性や施工性が優れる工法であること

② 前回いただいたご意見

3) 押え盛土選定の経緯

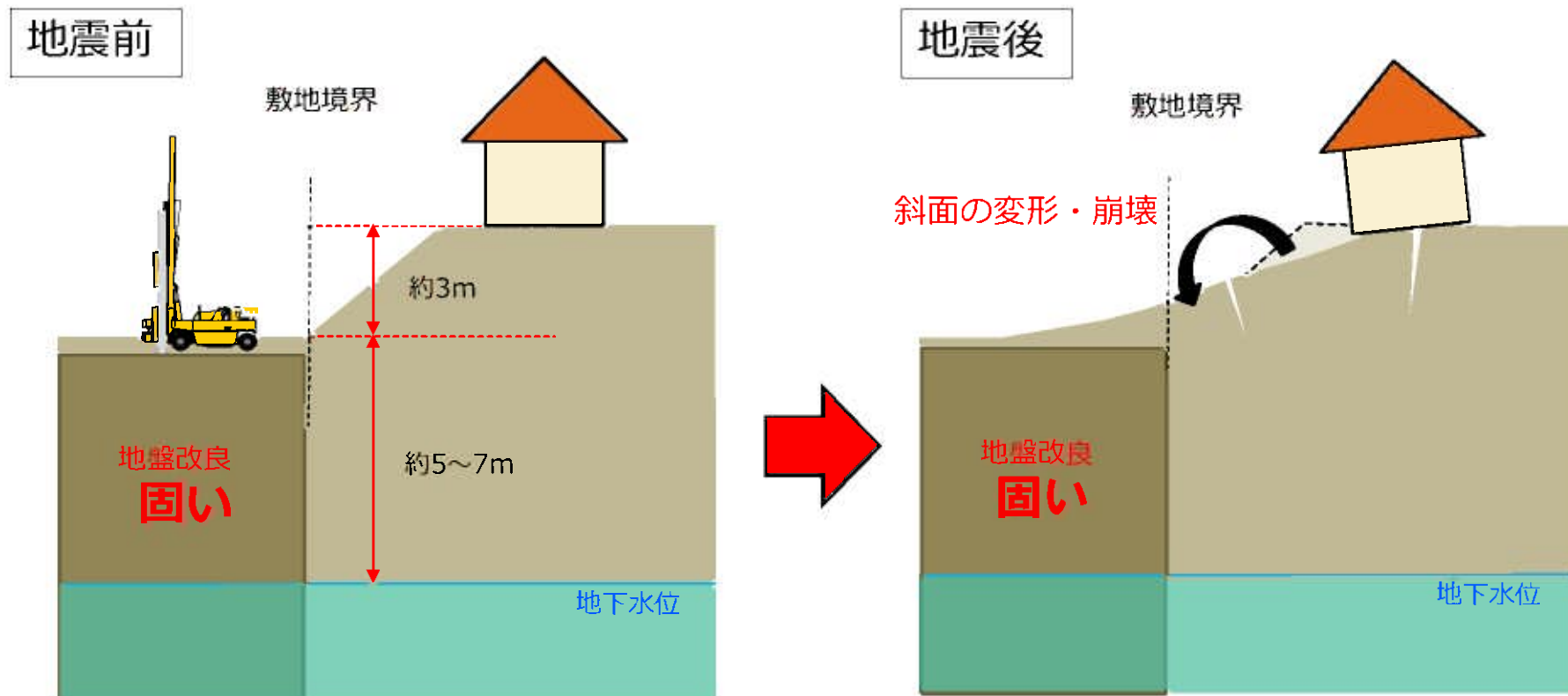
地すべりの変形の抑制に有効な対策工法

高低差を解消する工法	構造物で安定化させるもの	
・押え盛土 	・L型擁壁 	・抑止杭工法 
個人負担：無し 対策効果：◎（実績多） 施工性：既存建物に影響を与えずに施工が可能	・ブロック積擁壁 	・グラウンドアンカー工法（擁壁補強） 
	個人負担：有り 対策効果：◎（実績多） 施工性：既存建物があると施工が困難	

各工法を総合的（個人負担、対策効果、施工性など）に比較し、押え盛土を選定

② 前回いただいたご意見

4) 霊園緑地帯へ薬液注入を行った場合の効果



- 霊園緑地帯内で薬液注入などの地盤改良を行ったとしても、高低差は解消されず、法面を安定させることも出来ないので、斜面の変形や崩壊による宅地被害を抑制することはできない

本日の説明項目

- ① 被災状況
- ② 前回いただいたご意見
- ③ 対策工
- ④ 支援メニュー
- ⑤ スケジュール

③ 対策工

1) 押え盛土の効果

霊園緑地帯において、隣接宅地との高低差を解消する押え盛土を行う

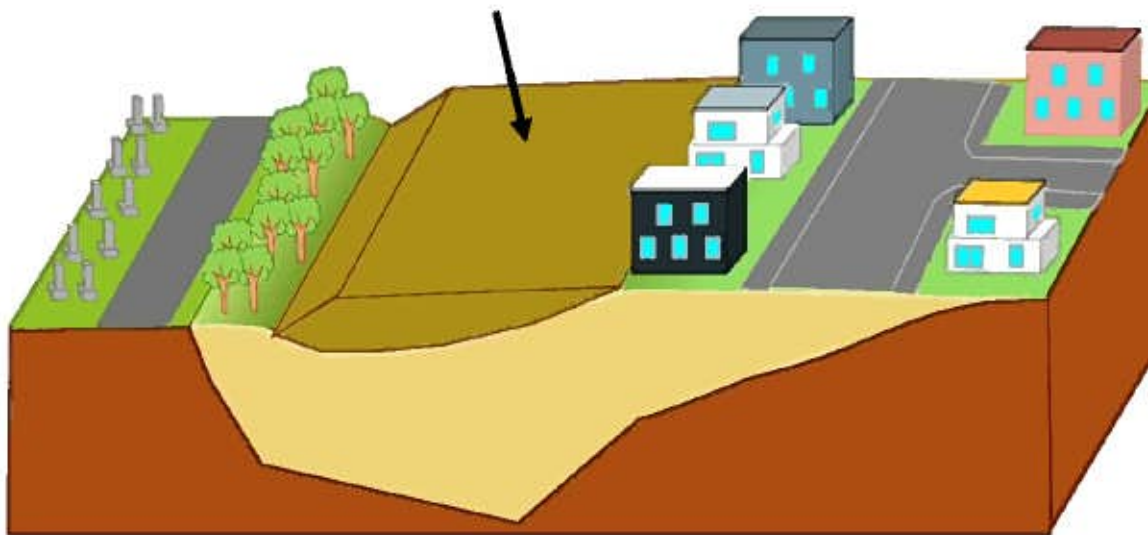
- ・ 緑地帯と隣接地との高低差により、安定計算を満足するように、押え盛土を行い、仕上げに現在の表土を被せ撒き芝を行う
- ・ 盛土材は、通常の道路埋め戻し工事や盛土工事に使用する改良土を用いる

対策範囲



押え盛土イメージ

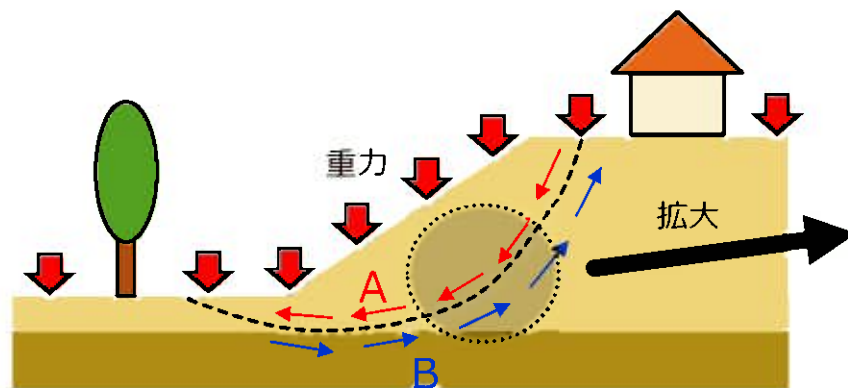
押え盛土終了後は表土を被せ、撒き芝を行う。



③ 対策工

1) 押え盛土の効果

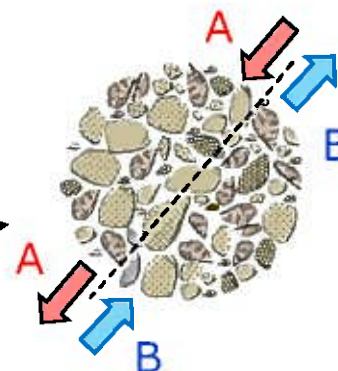
○通常時



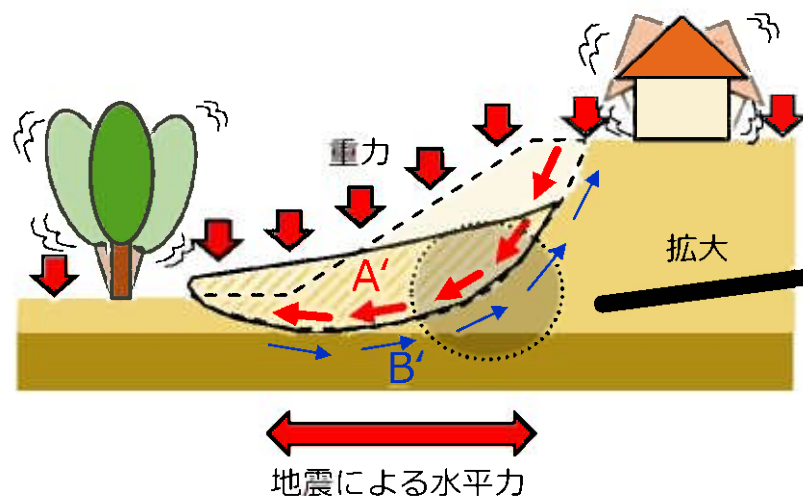
崩れようとする力 (A)
・重力 等

抵抗力 (B)
・土の粒の噛み合わせ
・土の粘着力 等

$A < B$ の時は崩れない。



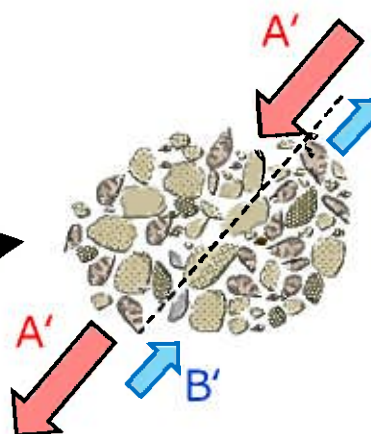
○地震時



崩れようとする力 (A')
・重力 等
・地震による水平力

抵抗力 (B')
・土の粒の噛み合わせ (減少)
・土の粘着力 等

$A' > B'$ となり斜面が崩れる



③ 対策工

1) 押え盛土の効果

・押え盛土の安定計算結果

胆振東部地震の清田区実測地震波相当 278galで試算

緑地帯と最も高低差のある断面において、定常時の安全率は、1.6~2.0 となり安定している
これが、地震時には

【対策無し】⇒**地盤のすべり変形が起こる** 【押え盛土を実施】⇒**すべり変形は起きない**

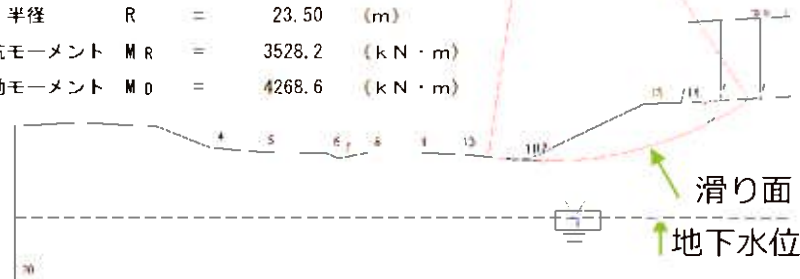
地震時最小安全率

Fs min = 0.6~1.0

層番号	飽和重量 (kN/m^3)	湿潤重量 (kN/m^3)	内部摩擦角 (度)	粘着力 (kN/m^2)	粘着力の 一次係数	水平係数	鉛直係数
1	15.00	5.00	25.00	0.00	0.00	0.275	0.900

水の単位体積重量 = 10.00 (kN/m^3)

円弧の中心	X	=	8.00	(m)
	Y	=	23.00	(m)
半径	R	=	23.50	(m)
抵抗モーメント	M _R	=	3528.2	($\text{kN} \cdot \text{m}$)
起動モーメント	M _D	=	4268.6	($\text{kN} \cdot \text{m}$)



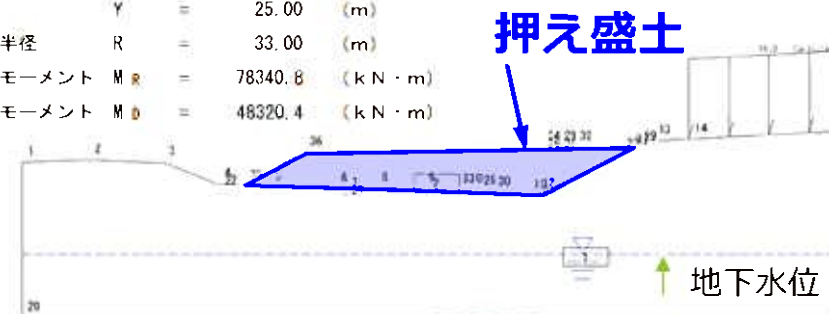
地震時最小安全率

Fs min = 1.0~1.6

層番号	飽和重量 (kN/m^3)	湿潤重量 (kN/m^3)	内部摩擦角 (度)	粘着力 (kN/m^2)	粘着力の 一次係数	水平係数	鉛直係数
1	15.00	5.00	25.00	0.00	0.00	0.275	0.900
2	18.00	16.00	30.00	0.00	0.00	0.275	0.900

水の単位体積重量 = 10.00 (kN/m^3)

円弧の中心	X	=	4.00	(m)
	Y	=	25.00	(m)
半径	R	=	33.00	(m)
抵抗モーメント	M _R	=	78340.8	($\text{kN} \cdot \text{m}$)
起動モーメント	M _D	=	48320.4	($\text{kN} \cdot \text{m}$)

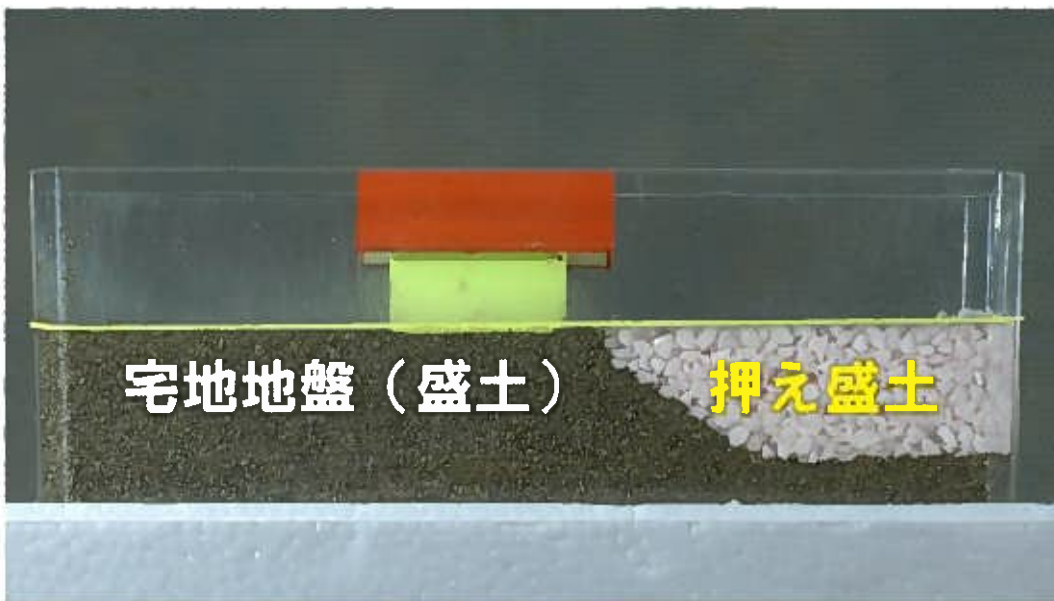


現地調査結果や土質調査、安定計算結果から総合的に判断した結果、今回の被害の主な要因は**地盤面の高低差に起因する地すべり変形**と考えられ、**押え盛土により変形を抑制することができる。**

③ 対策工

1) 押え盛土の効果

盛土のり面の変状による被害

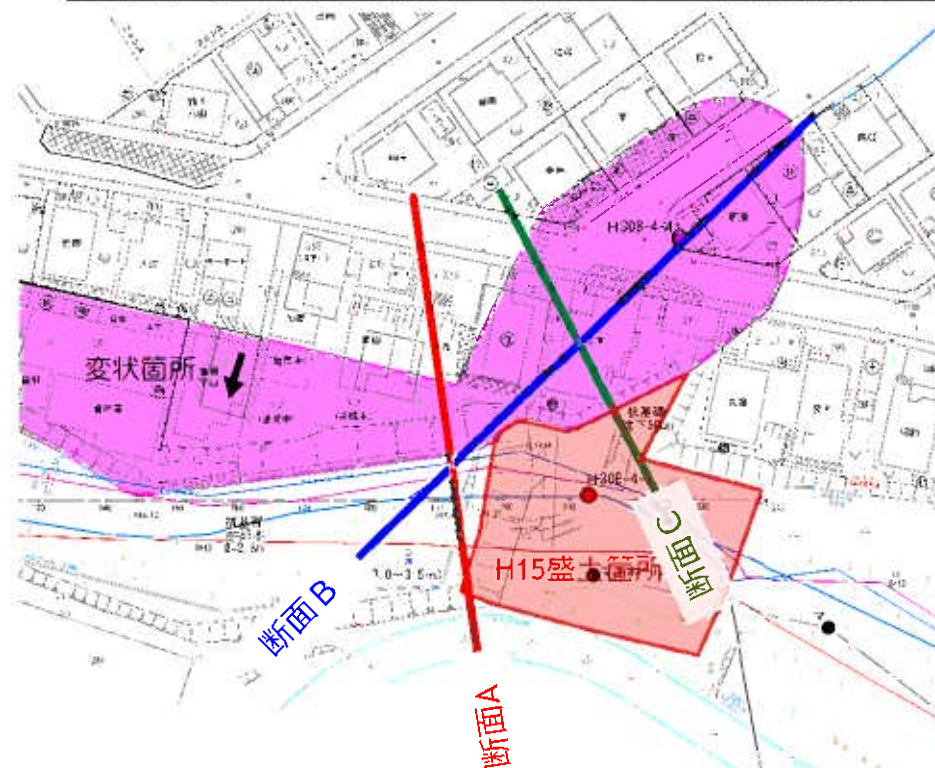


- 現状のように、霊園緑地帯と隣接する宅地に、法面（斜面）による高低差がある場合、地震時に揺されると、法面の变形が発生する
（法面のすべり、水平変位、家屋の傾斜等）
- 押え盛土を実施すると、高低差が解消され、地盤の变形が抑制される
（ただし、緩い盛土が揺られることによる多少の沈下は発生する可能性がある。）
- 宅地の安全性を高める耐震化を行うのは、支援制度を活用いただき、各宅地所有者に実施いただきたい

③ 対策工

1) 押え盛土の効果

・平成15年に実施された盛土の効果について



地震時 安全率	今回の盛土 対策実施後	現状 (H30.9)	H15盛土前
断面A	1.0～1.6	0.6～1.0	
断面B	1.0～1.6	0.8～1.4	
断面C	1.0～1.7	1.0～1.6	0.7～1.2

- 最も高低差のある断面A（前ページ解析断面）、旧沢筋にあたる断面B、平成15年の盛土実施ライン上の断面C、各断面で地震時の安定計算を実施
- 平成15年の盛土が仮に無ければ、さらに被害が拡大していたものと推察される
- 今回実施する盛土により、全ての断面で安全率は向上し、すべりによる変形を抑制出来ると考えられる

③ 対策工

2) 押え盛土工事に伴う影響について



- **霊園内の樹木（桜）の伐採**

盛土対策範囲内の桜は、盛土実施前に伐採を予定。
（桜自体が移植に不向きな品種であるため）
なお、全ての樹木を伐採する訳ではなく、宅地側から霊園への目隠しとして樹木は残します。

- **搬入時のダンプ経路について**

ダンプトラックにより、盛土に使用する材料を緑地帯へ搬入いたします。
搬入は左図の赤線のとおり、羊ヶ丘通から里塚霊園を回り、緑地帯へ入る経路を予定しております。



- **工事に伴う振動、騒音、交通規制について**

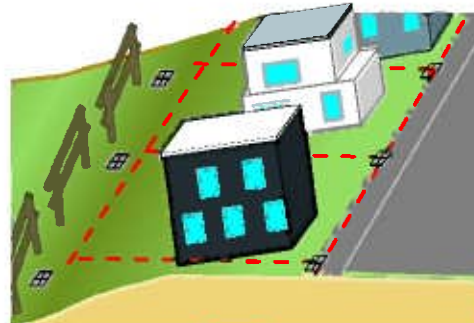
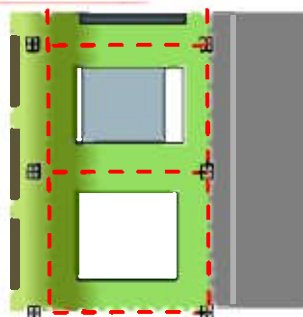
通常の道路工事と同様ですが、霊園緑地帯での対策工事实施にあたり、近隣の皆様には工事に伴う振動、騒音や交通規制について、ご理解とご協力をお願いいたします。

③ 対策工

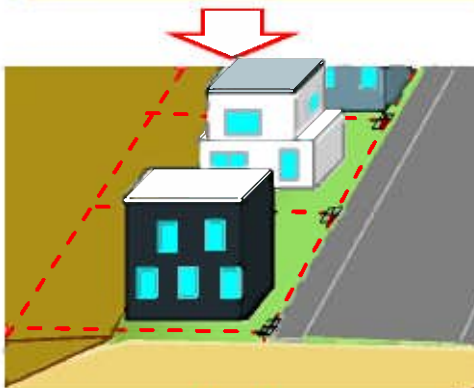
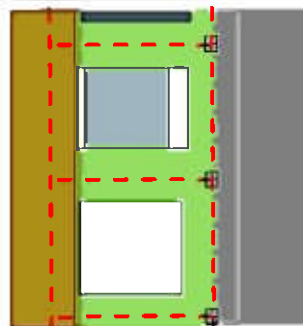
２）押え盛土工事に伴う影響について

・押え盛土実施範囲にある境界杭について

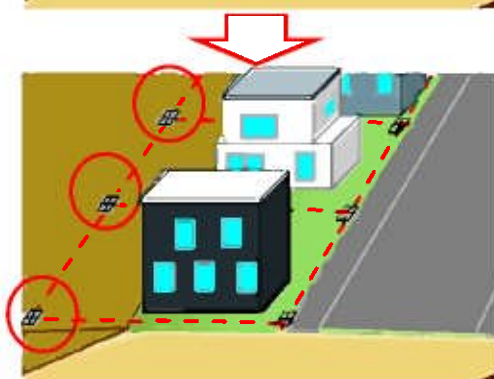
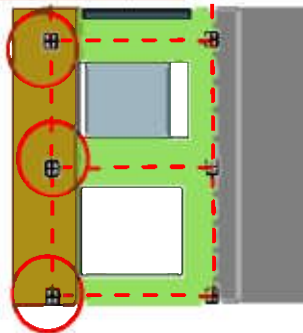
現在の状況



押え盛土の実施



境界杭の復元



- 押え盛土を実施し地中に埋まってしまう境界杭は、工事完了後、法務局に登録されている図面（地積測量図）を基に復元いたします。

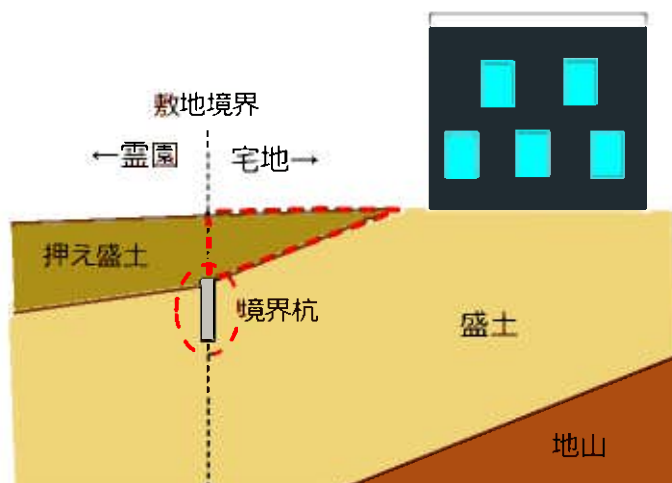
予定スケジュール

令和２年度⇒復元測量
（境界杭の再設置）

③ 対策工

3) 対策工の同意について

書面による同意内容について



1. 押え盛土を効果的なものとするため、宅地内の一部に盛土を行うこと
2. 押え盛土実施範囲について、札幌市の技術的検討結果に委ねること
3. 宅地内で実施した押え盛土について、維持保全に努め、除却や破壊を行わないこと
4. 境界杭は盛土実施後に札幌市で復元すること

盛土実施範囲



③ 対策工

4) 対策工の役割と効果のまとめ

所有者と札幌市の役割分担

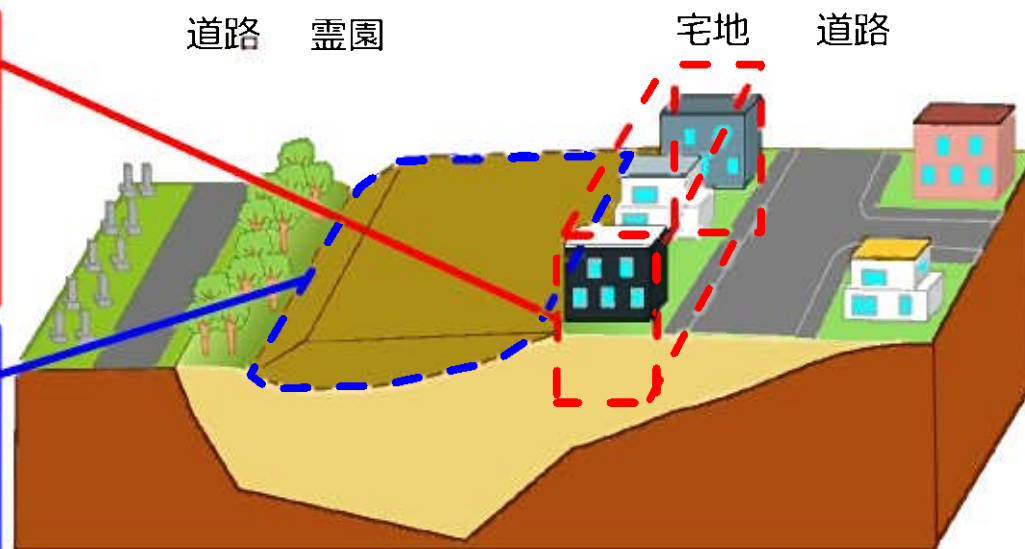
所有者

住宅・宅地の耐震化等の安全確保については、必要に応じて所有者が実施

札幌市

霊園・道路・宅地を含めたエリア一体の地盤の安定の為、霊園緑地帯において押え盛土を実施

「押え盛土による滑り変形の抑制」対策イメージ



- ・住宅・宅地の安全確保に関わる補修・再建は、各種支援金や貸付金等を活用し、所有者において進めてください

例) 住宅の沈下や傾斜を防止・軽減するための補修・補強、杭基礎や地盤改良、基礎の補強 など

⇒押え盛土実施により、緑地帯付近での滑り被害を抑制しますが、地震時における住宅・宅地の安全確保は所有者が必要に応じ実施するものです。

3. 説明（本日の説明項目）

本日の説明項目

- ① 被災状況
- ② 前回いただいたご意見
- ③ 対策工
- ④ 支援メニュー
- ⑤ スケジュール

④ 支援メニュー

主な被災者支援メニュー

住宅 支 援 関 連

宅地復旧支援事業(札幌市独自の支援策)

地震発生時に住宅の用に供されていた土地について、その所有者等が行う**宅地の復旧工事等に要する費用の一部を補助**いたします。

【対象工事】

- 法面、擁壁、地盤の**復旧工事**
- 住宅建屋下の**地盤改良工事**
- 住宅基礎**の沈下又は傾斜を修復する**傾斜修復工事**

【対象者】

地震発生時に住宅の用に供されていた土地の所有者等（管理者
または占有者は、所有者の承諾を得たもの）

【対象宅地】

- 戸建住宅、アパートおよびマンション（賃貸・分譲）
- 兼用住宅（住宅と倉庫・事務所が一体となっている建物）

※住居に使用している部分が対象

※店舗、事業所、工場、倉庫等、住宅となる家屋ない場合は対象外

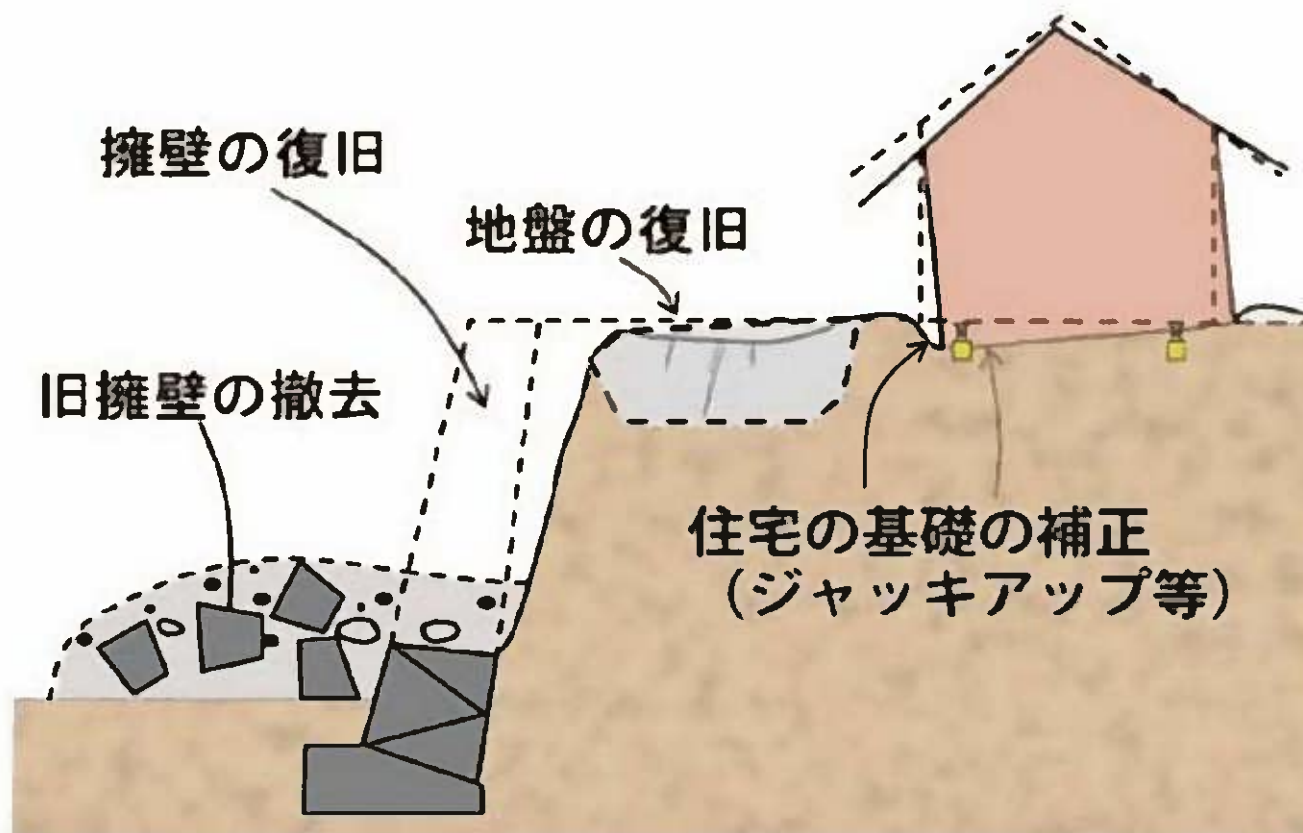
【補助金額】

対象工事費から50万円を控除した額に 1 / 2 を乗じた額

(上限200万円)

④ 支援メニュー

主な被災者支援メニュー



【対象となる工事】

- 法面、擁壁、地盤の**復旧工事**
- 住宅建屋下の**地盤改良工事**
- **住宅基礎**の沈下又は傾斜を修復する**傾斜修復工事**

④ 支援メニュー

主な被災者支援メニュー

住宅支援

- ① 被災家屋等の撤去制度(費用償還) (申請期限：2019年12月27日)
り災証明で「全壊」「大規模半壊」「半壊」と判定された住宅等について、所有者自身が業者に依頼し、撤去した費用の償還を行います。

生活支援

- ② 被災者生活再建支援金 (申請期限：基礎支援金 2020年10月5日 期間延長しました。
：加算支援金 2021年10月5日)
「全壊」「大規模半壊」と判定された方などを対象に、被害の程度によって基礎支援金(37万5千円～100万円)を、さらに住宅を建設・購入された場合などに加算支援金(37万5千円～200万円)を支給します。
- ③ 災害義援金(複数回に分けて義援金を配分。現在は第3次配分。)
「死亡者」150万円/人、「重傷者」50万円/人、「全壊」150万円/世帯、「大規模半壊」100万円/世帯、「半壊」80万円/世帯、「一部損壊」10万円/世帯(ただし、50万円以上の修理費を支出した一部損壊の世帯には30万円)。
- ④ 市税・保険料等・上下水道料※などの減免
「半壊」以上と判定された方などは、市税などが減免される可能性がありますので、ご相談ください。※上下水道料金のみ2019年12月27日まで受付

3. 説明（本日の説明項目）

本日の説明項目

- ① 被災状況
- ② 前回いただいたご意見
- ③ 対策工
- ④ 支援メニュー
- ⑤ スケジュール

⑤ スケジュール

今後の想定スケジュール



本日の説明会の内容に関するお問い合わせ先

【市街地復旧や全体調整について】

建設局市街地復旧推進室 中央区北1条西2丁目（市役所8階）

電話：211-2390 FAX：218-5137

【里塚霊園について】

保健福祉局保健所生活環境課 中央区大通西19丁目（WEST19ビル3階）

電話：616-2855 FAX：622-7311

【対策工事について】

建設局土木部工事課（街路工事一係）中央区北1条西2丁目（市役所8階）

電話：211-2623 FAX：218-5139

【宅地について】

都市局市街地整備部宅地課 中央区北1条西2丁目（市役所2階）

電話：211-2512 FAX：218-5177

【河川工事について】

下水道河川局事業推進部河川事業課 豊平区豊平6条3丁目

電話：818-3414 FAX：812-5241

その他の各種お問い合わせ先

【道路の維持管理、冬期の除雪について】

清田区土木部維持管理課

清田区平岡2条4丁目1-40 電話：888-2800 FAX：884-6474

【仮設住宅について】

都市局市街地整備部住宅課

中央区北1条西2丁目（市役所7階） 電話：211-2807 FAX：218-5144

【宅地復旧支援事業や住宅再建ガイドについて】

都市局市街地整備部宅地復旧支援担当課

中央区北1条西2丁目（市役所2階） 電話：211-2565 FAX：218-5177

【被災家屋等の撤去制度について】

都市局建築部建築保全課

中央区北1条西2丁目（市役所9階） 電話：211-2816 FAX：218-5142

【り災証明について】

財政局南部市税事務所固定資産税課

豊平区平岸5条8丁目2-10（イースト平岸） 電話：824-3918 FAX：824-3018

【その他の支援やご相談、生活支援ガイドについて】

お問い合わせは、札幌市コールセンター 電話：222-4894をご利用ください。